

平成二十一年第七回垂井町議会定例会第二日

平成二十一年九月十五日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	広	瀬	文
六	番	奥	村	耕
七	番			作
八	番	末	政	京
九	番	岩	崎	秋
十	番	丹	羽	豊
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			修

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎	徳	夫	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君
下	水	道	課	長	小	林	徹	雄
会	計	管	理	者	兼	小	藪	鉄
会	計	課	長	小	藪	鉄	男	君
消	防	主	任	山	田	敏	郎	君
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	乾	豊	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	記			久	保	陽	一	
書	記			三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第七回垂井町議会定例会第二日議事日程

開議 平成二十一年九月十五日（火）

午前九時

日程第一 一般質問

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。（午前九時一分）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、九番岩崎秋夫君、十番丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 一般質問

議長（衣斐弘修君） 日程第一、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

第一問目、垂井町にある重要建造物の国の登録認定についてであります。

近年、古い建物が壊されており、一年前まで漆原に武家屋敷が残っており、今は取り壊されて残っておりません。

垂井町においては、古代から現代まで連続と歴史が息づいております。伝統文化も存続しております。歴史家、郷土史家たちにとっては、垂井というところは、のどから手が出るほど垂涎の的

になっております。しかしながら、昭和二十九年に町村合併してから今日に至るまで、何ら手がつけられておりません。

国の重要文化財の指定ということで、南宮大社と真禅院の本地堂、三重の塔、鐘楼、石の鳥居がありますが、そのほかに垂井町地内にある社寺仏閣、例えば岩手地内にある岩崎神社、巨木、岩手五明地内にあるイチヨウの木、漆原にあります大ツバキ、民家では垂井地内にある亀丸屋、小林家、本龍寺地内にあります時雨庵、岩手地内にあります菩提寺、敷原にある観音堂、表佐にある清水家の建物等、まだまだ垂井地内に残すものがたくさんあると思います。しかしながら、垂井町の町民にとってどれが重要なかわかりません。

そこで、垂井町文化財審議会のメンバーに調査を依頼して、垂井町としては、将来残すべき遺産として早急に国の登録認定を受ける必要があると思います。国の登録認定を受けていけば、国土交通省のまちづくり交付金をいただいたときに、国の登録認定を受けた物件等もうまく活用できると思います。

重要建造物の、巨木も含みますが、国の登録認定について、早急にやられるかどうかを町長にお聞きします。

二点目ですが、中心市街地活性化についてであります。

政府による構造改革、規制緩和の声のもと、市街地調整区域には大型のショッピングモールができ、規制緩和のもとにどんな業種でも、だれでも参加できるように、安く品物が手に入るようになり、消費者にとってはありがたい話です。しかしながら、日本全国の中心市街地の商店街はシャッター通りになり、惨たんたるありさまであります。

垂井町の町民の声を聞きますと、垂井の商店街はもう終わったとの声を聞きます。地方の冷えは、イコール東京一極集中ということになります。それを促進したものは規制緩和、市場競争促進、金融、情報経済の移行、財政縮減という構造改革でありました。

これらの政策が相まって、東京へ資本、人、情報、そしてビジネスを集中させることになりました。民間資本を地方から引き揚げ、財政基盤を不安定にし、人材を都市へ移動しておいて、地方の自立はあり得ません。考えるべきなのは、構造改革政策そのものなのです。

そこで、政府のやり方が間違っていたといっても、もう後戻りできません。中心市街地活性化法、簡単に言えば中活法は二〇〇七年八月から施行されました。空洞化が進む中心市街地を活性化するのが目的です。創意工夫を生かして、独自のまちづくり事業に取り組み自治体を国が財政面などで支援する条件を示しております。実効性を高めるために自治体に数値目標設定などの計画策定を課しています。

町長は、こういう交付金をもらいながら、日本で垂井しかないまちづくりを考えているのかを聞きします。

二点目ですが、温泉スタンドについてです。

平成十九年三月に二千万円のお金を使って朝倉に温泉スタンドがつくられました。温泉スタンドのある池田町の霞間ケ溪、下呂市平湯温泉スタンド等は朽廃の様相をさらしているのが現状であります。

町長は、温泉スタンドをつくるときに、各議員に、使い道があるから温泉スタンドをつくりたいとのことで、予算を認めてほし

いということとで議会も認めた経緯があります。これはカインズがホームセンターをつくるときに町長が温泉水を売るということで話が進んでおったということを聞いております。しかし、カインズは垂井町から撤退しました。

そこで、垂井町は、平成十九年四月から温泉利用者の把握をするためにコインの利用を認めてほしいということで、議会も認め、コインの費用も出しました。平成二十年四月に入ると、コインの利用では使い勝手が悪いから、コインの利用はなしにしてくれという話になり、だれでもくみに行けるから、そのようにしてほしいということとで、議会も納得しました。

また、平成二十年四月の予算には、朝倉運動公園温泉利用活用検討業務費、金百万円が計上され、平成二十年十二月二十五日に委託された業者から報告書が垂井町に届いております。議会に対しては何ら詳しい説明はなかったと思いますが、ここで一点目の質問といたしましては、その報告書の内容を説明していただき、温泉利活用ができたのかを聞きします。

二点目、一点目の温泉利活用ができなかった場合には、温泉水と温泉スタンドをどのように今後活用していくのかをお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の御質問にお答えする前に、去る九月十一日に奥穂高におきまして県の防災ヘリが墜落し、搭乗しておった職員三名が殉職するという痛ましい事故が発生いたしました。三年ほど前にも当不破消防組合から県の防災ヘリに職員が

派遣されており、まさに人ごとではない状況でございます。あつてはならない事故が発生したわけでありませうけれども、ここに改めて、亡くなられました職員に対してお悔やみ申し上げ、心から追悼の言葉を申し述べたいと思います。

それでは、二番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、重要建造物の国の登録につきましては、文化財の登録制度につきまして、担当所管より後ほど詳しく説明をさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

二点目の中心市街地と温泉に関しまして、私の方からお答えをさせていただきますと思ひます。

まず、中心市街地活性化を使うての垂井のまちづくりということとでありますけれども、この中心市街地活性化法によりませうれば、国は活性化の基本方針を示し、市町村がその方針を踏まえて、一定の条件を満たす区域を中心市街地と位置づけ、中心市街地の活性化のための方針や目標、実施する事業に関する基本計画を作成するとなっております。また、この作成に当たっては協議会等を立ち上げ、広く一般の意見を求めるといふことになっております。ここにおいて、今、垂井町で進めております自治基本条例、住民の皆さんと行政、議会が一体となつてまちづくりを進めていく、そういった取り組みの先例的なものになるのではないかとということも考えておりますけれども、そういった形の中で、この中心市街地活性化法が進められていくということでありませう。

その実施手法の一つとして、まちづくり交付金があります。まちづくり交付金は、地域の歴史・文化等の特性を生かした地域主

導の個性あるまちづくりを実施し、活性化を図るための制度であります。こういったものを使えば、一番目の重要建造物等の対応もある部分可能ではないかなということをおもっております。

この事業の導入につきましては、実は前々から考えておりました、先ほど入札を行いました垂井駅南口のエレベーター工事、これも中心市街地のバリアフリー化の一端ということで、実はまちづくり交付金事業として考えておつたところでありませうけれども、地域活性化対策の平成二十年度の第二次補正の中で交付金がつきましたので、それを前倒しして充てて、エレベーター工事を先に進めておるところでございます。

今後、このまちづくりに関しましては、協議会等、いろんな形で住民の意見を巻き込みながら、例えば垂井の街区から電線を消す、ポケットパーク等をつくつて休憩所をつくる、曳軸がいつでも見られるような場所をつくる、そういったような形の中で、まちづくりというものを進めていけないかということをおもっております。

いずれにしても、これから住民の皆さんと協働した中で、この中心市街地活性化事業というものを進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいというふうにおもいます。

二点目の温泉スタンドについてであります。

この調査につきましては、温泉スタンドそのものが、使ひ道というよりも、まず垂れ流しの状況を何とかしたい、資源を確保したいということと、このスタンドというものをつくつたわけでありませうが、コインを当初使つておりましたが、どうしても煩雑で

ある、あるいは固定化してきたというような形で、コインの廃止をしました。その結果、少し使用量がふえておる傾向にありますけれども、今はまだ推移を見守っておるところでございます。

平成二十年度の調査費に関しましては、老人福祉センターでの温泉水の利活用ができないかという、その可能性を探るために行ったものであります。

既存の温泉施設を利用した方法で最低限のコストによる利活用というものを検討してありますが、改修とかタンクの設置等におよそ二千六百万円ほどかかると。また、お湯の配当といいますが、運ぶのにも別途輸送手段を考えなければなりません。そういった形の中で、非常に財政厳しい状況の中で、平成二十一年度において当初予算の盛り込みを見送ったところでございます。

今後、経済が今こういう非常に厳しい状況にあって、温泉の利活用というものはこれからも考えていかなければなりません。すぐに温泉施設をつくるというようなことには至らないものと考えております。いましばらく回りの状況を見ながら、先ほど商業施設におふるといいますが、そういった出店の計画も前あったというお話がありましたけれども、そういった状況等も見ながら、いろんな状況を考えながら、この温泉水の利活用がうまくできていかないかということを考えていきたいと思っております。

当面温泉スタンドにつきましては、現状のまま使用していくことを考えております。

重要建造物につきましては、担当所管の方から補足をさせます。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長乾豊君。

〔生涯学習課長乾豊君登壇〕

生涯学習課長（乾豊君） それでは、二番議員の御質問の中で、生涯学習課にかかわります第一点目の重要建造物の国の登録認定についての御質問につきまして、補足説明をさせていただきたいと思っております。

この登録文化財制度は、従来から文化財の保護のために制定されているもので、指定文化財制度とは違うものでございます。これは、より緩やかな規制のもとで幅広く保護を行っていただくという制度でございます。

対象となる建造物は築後五十年を経過している物件で、国土の歴史的景観に寄与しているもの、あるいは造詣の規範となっているもの、再現することが容易ではないものとされています。

垂井町内には既に指定をされている文化財のほかにも、垂井のまちの歴史的な景観を代表する建造物が少なからず残っております。これらの建造物について、文化財審議会委員の方々などの御意見を聞きながら、所有者の同意を得られたものにつきましては、登録文化財として申請できるかどうかを、教育委員会の方から国・県に対しまして協議をしていきたいというふうに思っています。

また、登録可能な物件につきましては必要な調査を行いつつ、登録認定の手続を行っていきたくて考えております。

また、巨木等につきましても登録記念物制度がありますので、該当する物件があれば登録認定を検討していきたいと思っております。

しかしながら、第一には所有者の方の御理解が必要でございます。今後、登録文化財の意義など、機会を見つければ啓発をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

いたします。

議長（衣斐弘修君） 二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 二点目の中心市街地活性化についての再質問をいたしたいと思います。

住民と協働でやらないかというのはいくぶんわかりませんが、住民も何も今のところわかりませんので、やっぱり最初の一步は行政の方から声をかけていかないと、なかなかできないんじゃないかなと思います。

それから、垂井町にはまちづくり課というのがありませんので、今のところ少人数の職員でやってみえますが、ここ二、三年のうちには三人ぐらいのチーム編成でまちづくり課をつくっていただきたいというふうに思っていますが、その辺とあわせて、どうでしょうか。

それから、三点目の温泉スタンドについてであります。

町長も、温泉スタンドをいましばらく見守ってくれという話がありました。しかし、温泉スタンドを最初につくるときに、やはり計画はしっかりとつけて、今、つくってからどうしようというような話ではお金の無駄遣いかなというふうに思っております。だから、もうこちらで、利用ができないならできない、できるならできると断を下すべき時期ではないのかなというふうに思っています。その辺はどうでしょうか。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

きます。

まちづくりの協働のあり方ということかと思いますが、やはり協働の大前提は情報の共有ということにつながると思います。当然にいきなり何もないとことから始めるというわけではなくて、いろんな情報を出しながら、お互いが自分たちにとって何ができるのか、どういうことを考えなければいけないのか、そういう共通認識のもとに話を進めていくべきというふうに思っております。そういった部分で、今進めております住民自治基本条例の趣旨にも沿ってくるものというふうに理解をしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

また、まちづくり課という部分につきましては、非常に事務等も忙殺されておる状況であります。今後、検討課題というのか、どういうふうなまちづくりをしていくかという形の中で考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

それから、温泉スタンドについてでありますけれども、冒頭にも言いましたように、使い道があつてというよりも、まず源泉が非常に荒れておる状況、垂れ流しというのか、絶えず流れておつたという状況を整備したいということで始めたものであります。現在、電気代等もかなり節約できておる状況でありますので、いましばらくこの状況を見ながら、先ほどもお話ししましたように、これからいろんな施設等が進出をもし考えられる、あるいは民間の方と一緒に開発が進められるというようなこともありますので、閉じるのはいつでも簡単に閉じられると思えますけれども、いましばらく様子を見ながら、何とか温泉水を活用できる

方法はないかを探ってみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） おはようございます。

垂井町初のケーブルテレビ収録ということで、大変いつになく緊張しておりますが、議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問を始めたいと思います。

まず、大きく一点目、このたびの政権政党と申しましょつか、そこで掲げる政策、主に子育てと地方分権について、我が垂井町としての考え方をお尋ねしてまいりたいと存じます。

これまでも子育てに関することや地方のあり方に関し、さまざまな御提言、または御指摘申し上げてまいりました経過等から数点お尋ねをしたいと存じます。

このたび、政権政党でありました自民党の歴史的な大敗を受け、野党第一党でありました民主党が政権交代の実をなすという選挙戦が繰り広げられました。今まさに時代が大きく変わるうとしている、そんな風を感じるところでございます。

そのような流れではありませんが、一方では、今後の政権運営が不安視され、選挙期間中に声高に掲げられた民主党のさまざまな政策について、垂井町としてはどう受けとめ、対応していくのか注目すべきところでございます。

そこで、その注目すべき点が幾つかある中で、子育てと地方分権にかかわる重要な点について、まずお尋ねすべき点は、安心して子育てと教育ができる政策についてであります。

民主党さんは、出産一時金のさらなる引き上げをうたわれております。現在は、産科医療保障制度の三万円を含めまして三十八万円、この十月一日からは四十二万円へと引き上げられますが、民主党は、さらに五十五万円へと引き上げを明言されております。これに関しては予算全体で二千億円程度を予定されておるそうですが、いつからということに関しては不明であります。

また、子ども手当と称し、子供一人当たり年間三十一万二千元、月額二万六千元を中学卒業まで支給。これにしましては次年度からというお話がありますが、二十二年度は半額の一万三千元とすることで、さまざまな報道によりますと、最初から二万六千円いだけだと思っておりますが、高校の無償化等を含めて九千億円程度の取り組み、また母子加算の復活で五百億円程度、空き教室活用で保育所の増設、子育て施策の一本化等、いろいろ上げてみましたが、どれから着手され、実現されていくのか、期日と中身に関しても、どれも明確なお示しがなく、私のところにも問い合わせが相次いでいる現状であります。

また、障害者自立支援法の廃止を訴え、障害者総合福祉法制定（仮称）とありますが、これにつきましても不明確であり、どうなるのかわからない部分が多々見受けられるところであります。また、大きく地域主権を掲げられ、地方の自主財源を大幅にふやすことや、ひもつきを廃止し、基本的に地方が自由に使うことのできる一括交付金へとソフトチェンジすることにより、効率的に財源を活用できるようになるというお示しがあり、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲することとありますが、こういった政策に対し、正直担当課等現場では戸

惑いを覚えられているのではないかと危惧する議員の一人でございます。

そこでお尋ねいたします。まだまだ不明確な点が多い段階で、多少お答えもしくかろうと察する部分がありますが、国民、町民さんが非常に関心の高いタイムリーな話題でありますので、まず一点目として、これら政策を垂井町としてどう受けとめ、今後どういった順位で着手されていくのかという点と、二点目として、今回の補正に関し、一部凍結などという議論がなされております。これに関し、垂井町はどの程度の影響を受けるのかという点。三点目として、交付金のソフトチェンジがなされた場合、受け皿となる担当課等、対応の準備はできているのかという点。また、四点目として、サービスが充実するという点で、それらが施行される際の周知方法等、どのようにされていくのかという点。さらには五点目として、必ずやると明言されておる政党ということからか、他の自治体では事業の前倒し案という考えもあると聞き及んでおります。我が垂井町としても、それらを信じ、前倒しで事業実施をされていくおつもりはあるのかという、細かく五点に関し、御答弁をちょうだいいたしたいと存じます。

続きまして、大きく二点目の今後の町財政と次年度の取り組みについて問うてまいりたいと存じます。

さきの六月定例議会中におきまして、平成十九年度の財務書類四表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）のお示しがありました。総務省の本意は、簡潔に申し上げますと、財務四表を作成することによって、民間銀行に自治体の中身、状況を一目でわかるよう示したかったことであ

ります。いわゆるIR活動（インベスター・リレーションズ）、経営状況や財務状況、業績動向に関する情報を発信する活動のこととありますが、平成二十年三月議会でも新公開制度に絡めて問うてきた経過がございます。

また、本議会におきましても、財政健全化及び経営健全化審査意見書が上がってきております。この健全化等の意見書に關しまして全国的な一例を申し上げますと、十九年度決算ベースですが、ある自治体は実質赤字比率が七三〇・七一％、連結実質赤字比率が七三九・四五％、実質公債費比率が三九・六％、将来負担比率が一三三・七・六％と、驚くべき数値が公表されております。

垂井町の数値は初日にお示しがありましたので、あえて申し上げますが、本当に今後の財源の見通しは立つのか、次年度はがりりと変わってしまうのではないかと。

大きく一点目の質問でもお尋ねさせていただきましたように、新しい政策に対して期待感も非常に大きいのは事実であります。町民感情として、財政面は本当に大丈夫なのかと不安がまきります。財源調達の間では、例の小泉改革によりまして、財政融資資金を減らして、民間から借りてくださいよと変化してきた経過があります。総務省のランキングは、金融機関からの借入れの際、垂井町の財務状況は果たして大丈夫なのかと、財政状況が悪い自治体は高い利率でしか借りれなくなりますよと。健全化法を見れば一発でわかるようになってしまふ。この数値の公表は、こういった側面も抱えているんですね。

そこで、財政状況をよくしようとすれば、毎年の予算査定の中で絶え間なく行革を続けるしかない、歳出を抑えるしかないとな

つてきます。これは、町民さんへのサービスの低下につながってしまうおそれがありますので、以前からも御提言申し上げるよう
に、町民さんに影響のない部分での見直し、何を削るかよりも、
高い利率で借り入れるものに関して金利の交渉を図るなどして浮
かせる財源を見出し、サービス等に充てていく。地方債の管理に
よっても、これからの財政をよくするか悪くするか、かかつてき
ている。そのように考えます。

そこで、それらを踏まえまして、数点お尋ねをしまいたい
と存じます。

一点目の御質問としまして、四つの指標に関し、平成十九年度
は普通会計ベースでお示しがありました。企業会計等連結で見て
いくのが本質をとらえる意味で重要かと考えますが、初日の報告
にもお話があったように、現在作成中とのことでありませう。垂井
町の平成二十年度の数値は、それらを含めまして、いつお示しが
あるのでしょうか。

二点目として、その数値は現段階でどのような傾向であり、そ
れらに対して執行部はどのような考えを持っておられるのか。

また、三つ目としまして、ここに、先日総務省より独自で入手
いたしました全国の健全化判断比率等がランキング形式で掲載さ
れた資料があるんですが、我が町も現段階で他市町との比較がで
きるよう作成しておられるのかという点。

四つ目として、何の事業を押し進めるに当たりまして、非常
に重要な資金調達について、当然起債に頼らざるを得ない状況も
抱えております。国が資金の流れを官から民へといった形へ、こ
こ数年、全国的にも地方債の借り入れを財政融資資金から民間銀

行へとシフトされる傾向にあります。

そこで、垂井町の借り入れ先は財政融資資金なのか民間銀行な
のか、借り入れ利率はどの程度なのか、全国的に見て高いのか低
いのか、財政局の御見解はどうであるのか、お尋ねします。

五つ目として、今後の資金調達の方針と考え方は。

六点目として、次年度は、私たち議員もさることながら、町長
任期の最終年度であります。御自身の掲げられたマニフェストや、
それに絡む第五次総合計画等の実施に向けて、現実のものとして
いかなければならないのではとお察しいたします。これからいよ
いよ予算組みの準備に入る段階だと存じますが、表の作成に当た
り、健全だと判断され、財源の調達も図られれば、町長の掲げら
れましたさまざまな夢の実現に向けて、次年度の予算組みは大胆
なものになってくるのでしょうか。

以上、数点にまたがりましたが、明確な御答弁を御期待申し上
げまして、一般質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の御質問にお答えをさせていただきます
したいと思います。

大きく二点ございましたが、民主党の政策、それから財政の一
部について私の方から答弁させていただきましたが、財政に関しま
しては担当所管の方から補足説明させていただきますので、よろ
しくお願いいたします。

まず、民主党の政策についてでございますが、このことに関し
ましては、端的に言ってしまうえば、あす、やっと首班指名が行わ

れる。臨時国会が召集されて首班指名が行われる。新政権がいよいよあす船出をするという状況にあります。

私どもも政策を実行していくに当たって、いろいろと心配になる部分は多々ありますけれども、まだ具体的に何も動いておるわけではない状況の中で、今、出産一時金の話とか、子ども手当、あるいは母子加算、保育所の増設、一括交付金というようなお話がありましたけれども、まさに何もわかっていない状況でありませう。今議会においても補正関係を提出させておっていただきますが、これは前内閣による補正の国の方針として出されたものであって、それを受けて地方自治体は動いておるといふような状況にあります。ですから、これが今凍結されるといふようなお話も一部聞こえてまいりますけれども、まさにその次の補正が出てこない限りは、今のこの補正にのつとつた形で町政を運営していくしかないというのが私どもの今の認識でございます。

そういった意味で、いろんなこれらに対する対応ということを言われましても、まだまだ関係省庁から何も指示が出ていない段階でございますので、対応の仕方がないというのが正直なところでございます。しばらく様子を見守るしかないというのが我々の今の正直な気持ちで、不安と期待と両方入りまじった、非常に微妙なところにあるということで、まさに今、大きな分岐点かといふふうに思っています。

今回の選挙におきまして民主党さんが大勝という形で、岐阜県においても衆議院の議員が六名から十一名にふえたというような形で、我々も今後、国等のいろんな折衝の中で、議員への活動をしっかりと行っていかなければならないということを意を強くし

ておるところでございます。

それから、財政につきましてもありますけれども、私に関する、一番最後の六番目の任期の最後の年というような形のことがございましたけれども、その前提となります財務が健全で、財源調達が万全かと言われますと、財務諸表によりまして健全財政であるという認識は持っておりますが、財源の調達につきましては非常に厳しいものがあるといふふうに認識をしております。今、こういった景気の不順な状況、企業等においても大きく減収してある状況があります。また、国においても政権が変わって、これからどういふふうにか財源がいくのかと、非常に不安なところがあります。県におきましても、ここ四年ほど、毎年三百億円ほどの赤字が続くという中で、今、新たな行革のアクションプランが提示されて、我々としても町村会として調整をしておるところでありますけれども、非常に財源的に厳しい状況が予測されております。こういった中であって、やはり自治基本条例ではありますけれども、住民の皆さんにもある部分御協力いただき、我慢していただくところは我慢していただき、そして、その我慢した部分をどこに充てていくかという形の論議をこれからしていかなければいけないといふふうに思っております。

いずれにしても、来年度の予算というのはまだこれからつくっていく段階にあります。財源の確保等をしっかりと図りながら、何とか五次総の実現に向けて邁進していきたいと考えておりますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 三番議員の御質問の第二点目でございます。地方財政健全化法と平成二十年度決算について問うという中身で、町長がただいま答弁させていただいたほかに五点ほどございます。逐次御説明をさせていただきたいと思っております。

まず第一番目の、連結した四表はいつごろ開示できるのかという御質問でございます。

これは、一般会計、それから十一特別会計、水道事業会計、六・一部事務組合、一広域連合及び垂井町土地開発公社、これらすべて合わせまして合計二十一会計でございます。それらをすべて連結した状態で財務四表を作成していくという形でございます。

この財務諸表、連結諸表の作成につきまして、去る六月には十九年度ベースの諸表をお示しさせていただいたところでございますが、現在、委託先業者の指導を受けながら、財務所管、私どもと各会計の所管が連携してこの問題に取り組んでおります。特に普通会計ベースにおけます段階では、やはり一般会計におけます資産計上に随分と時間がかかったわけでございます。この普通会計以外の他の特別会計等におきまして、一番時間がかかっているのが資産計上の時間でございます。こういった状況の中で、来年六月までには開示、公開できるように進めてまいりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

なお、次年度からは全会計ベースができません。したがって、もっと早く開示、公開できていくものと考えております。その点もあわせて、よろしく御理解をいただきたいと思います。

次に、どのような傾向なのかということなんですけれども、今、作業真っ最中でございます。状況、傾向は把握できておりません

けれども、諸表の数値分析を通して、今後の行政施策、あるいは財政運営に活用していくという考え方であります。よろしく御願いたします。

また、他市町村との比較ができるのかということなんですけれども、総務省が示す公会計の作成方法は二つございます。垂井町が作成している改定モデルは、他に基準モデル、もう一つ細かく言うならば東京都モデルというのがございます。そういった中で、垂井町は改定モデルを採用していく方向なんですけれども、これは決算統計の数値を引用できるというような、非常に取り組みやすく、多くの団体が採用するということでございます。公表されれば、当然他団体との比較も可能であります。三万人未満の団体におきましては正式開始が平成二十三年度、いわゆる二十二年度決算から開示となっております。現時点で比較対象は、私ども垂井町はもう既に取り組んでおるわけですけれども、近隣におきましては北方町のみというような形で、非常に限定的であります。これも本開始になれば、当然に比較検討ができるような状態になると思っております。

それから、四つ目にお尋ねの借入れ先の傾向、利率、また全国的な比較はというような御質問なんですけれども、これにつきましては、借入れ金額、償還期間、起債の目的に応じて、財政融資資金、これは国の資金ですけれども、と、民間資金とを使い分けております。額が大きくて、償還期間が長期となる場合につきましては財政融資資金を導入していくという考え方であります。

また、岐阜県におきましては、岐阜県市町村振興協会基金、い

わゆる宝くじ交付金を原資にされている、そういった資金がございまして、これは財政融資資金よりも〇・三％低く融資がなされるということでございます。ところが、県内で総額が決まっております。したがって、借り入れ事業及び償還期間は十二年と限定されておりまして、すべての起債がこういった形で対応できる状態ではございませんが、利率が有利に対応していただけるということで、まずそういった資金も念頭に置いておる状況でございます。

また、民間資金、これは十年以内のもので、固定金利というふうな条件でお願いしておりますけれども、町内五金融機関すべてに利率の見積もりをとります。そこで一番安いところから資金を導入していくという基本的な考え方でございます。実際の借入れ状況につきましては、二十年債でいきますと、臨時財政対策債につきましてもは政府資金、金額も多くございますし、これは交付税の裏打ちというような有利なものでございます。これは二十年の償還期間で、変動となっておりますけれども、一・四％でございます。それから宮代小体育館の大規模改造を行ったんですけれども、こちらは四千万円ほど、十年で償還するというところで、一・三％でお借りしております。これは民間金融機関です。

それから、防災対策事業ということで、これは県の市町村振興協会の資金を借りております。これも四千八百万円余りなんですけれども、これは十二年で〇・九％という形でございます。

こういった実態でございますけれども、全国的に見まして、利率の高低につきましては情報が公開されておりません。なかなか把握できないのが実態でございます。御理解をいただきたいんで

すけれども、全国同利率であります国の財政融資以外で、私ども岐阜県は市町村振興協会資金、あるいは民間資金も見積もり競争というような形で、低利な資金導入という形で今後とも進めてまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

今後の資金調達の方針はというお尋ねでございます。こちらにつきましても、元利償還金額を交付税算定できる、これ実質公債費比率などの低減につながります。こういった有利な制度資金をまず第一に考えております。

次に、当然低い金利というふうな考え方で起債を起こしていくわけでございますけれども、いずれにいたしましても、起債を借りずに自主財源で財政運営するというのが一番理想なわけでございましてけれども、やはり住民ニーズ、あるいは時代の要請、こういったものもろの行政要望もでございます。そういったものも解決する中で、必要な資金は確保していかなければならないといった考え方のもとに、今後とも運営をしていくという考え方でありますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

以上で終わります。

議長（衣斐弘修君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 中川町長初め、各課長の御答弁、まことにありがとうございます。

再質問をさせていただきますと存じます。確認の意味で再質問させていただきますと存じます。

今九月議会といえますのは、次年度の予算編成前の非常に重要な議会であります。そういった大事な時期でもありますが、町長

も御答弁に大変困っていらっしやいましたように、先ほど述べましたように政権交代によって大変不明確な部分が多いということは言うまでもありません。反面、国民、町民さんの期待も非常に大きく、政権を担われた政党さんはこの結果を裏切るわけにはいかない、そのように感じておられるのではないかとお察しするところですが、どの政権になろうとも垂井町としてはしっかりと財源を確保して、計画をスムーズに実行する。町民さんを惑わすわけにはいかない、そのように考えております。民主党さんにおかれましては、町長におかれましては、掲げられましたことは早急に取り組んでいただく。これに尽きると私は考えております。

さて、町長の御答弁の中で、健全であるが、予算の見通しが厳しいという御判断をされているということで、我慢していただくというお答えもありましたが、任期最終年度の仕上げとしまして、我慢していただく中で、何を軸や最重要課題として取り上げて、取り組まれていくおつもりかということをいま一度確認させていただきたい。

そして、それは優先順位をつけていかれるのかということをお聞きしたい。

一点目、二点目、共通してお尋ねできることなんです、町長も大変御心配なさっているとのことですが、一方で、議論がなされている凍結や見直し相次いだ場合、果たして地方にとって円滑な行財政運営がなされていくのかというのが大変不安であります。お尋ねしたいのが、自己資金や基金等を取り崩してでも計画どおりに取り組まれていくおつもりはあるのかということをお聞きをいま一度御質問させていただきます。

また、質問が前後いたしますけれども、先ほど述べました子ども手当にしましても、大変わからないというお答えがありました。正直そうだと思いますが、現行のものがどうであるのかということがわからないというお問い合わせが相次いでおります。現行のものが五千円から一万円ただけているようですが、それが一万三千円、二万六千円に変わるのかということが、具体的にになってしましますが、こういった一例を挙げてみますと、その部分のお答えをいただきたいなあと思います。新制度に変わりますよという段階で、どういった御案内、周知方法はどのようなふうであるのかということをお聞きをいま一度御答弁いただけたらと思います。

財政に関しての再質問ですが、課長さんの御答弁にもありましたように、今、一生懸命作成されているということでありまして大変期待しておるんですが、利率の比較もされて、工夫されているということで、大変安心しました。

そんな中ですが、制度が変わっていく中で、専門性が大変求められております。職員数も少なく対応されているということで、私、垂井町として、担当課の強化がますます必要ではないかなと思っておりますので、そういった部分はどのような方法でなさっていくのかということをお聞きをいま一度お尋ねさせていただきます。一点目と二点目、共通して言えることなんです、国会議員さんがふえたというお話にも町長さん触れていらっしやいましたが、町長におかれましては国とのパイプをこれからどうつなげて、確かな財源確保に努められるのか、また混乱しない体制づくりというのができているのかということをお聞きを再度改めて確認申し上げます。再質問を終わりたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

かなりポリウムがありましたので、落ちるかもわかりませんが、お許しをいただきたい。

まず事業の実施に当たりましてですが、基本的には、自己財源である部分も出てくるのかもわかりませんし、内容の縮小であったり、財源の振りかえというふうな形のこといろいろ考えられてくると思います。ただ、先ほども申しましたように、今の補正の凍結という話は新聞報道でされておるだけで、実際のところ、何もまだわかっておる状況ではありません。ですから、当町といましては、国が示した補正予算について、これを執行していくという形の中で運用していかざるを得ないという状況にありますので、よろしく願います。

また、あわせまして、その周知ということ、細かい内容につきましては後ほど担当から補足をさせますけれども、周知については実際無理だと思えます。今出しても、これは確定の情報ではないので、またすぐ訂正、あるいは誤報であったりというような形になりますので、今の段階で周知は非常に難しいというふうに理解をしております。

それから、最終年度に当たったの思いということでもありますけれども、これは五次総にもありますし、私のマニフェストでも申し上げておりますけれども、やはり安心・安全のまち、その中にはいろんな部分が入ってまいりますけれども、それを中心にまず

考えていきたい。そして、今の環境問題、このことについても申しかりしていかなければいけないというふうに思っております。

安心・安全といえますと、やはり防災のこともありますけれども、子育てが安心できる部分、福祉の充実、あるいはセーフティネットの部分にも入ってくるかと思えますけれども、そういったものをやはりしっかりと充実させていく必要があるというふうに思っております。そこから辺をしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

補足を担当課からそれぞれさせます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 三番議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、ただいま町長が答弁申上げました周知につきましては、いずれにいたしましても、まだ全容等がはっきりいたしておりません。はつきりしてきた段階で、当然に住民周知ということとは考慮していかなければならないというふうと考えておりますので、よろしく願います。

それともう一点、専門性が高い、いわゆる財政所管としての考え方でございますけれども、私もこの四月に総務課へ来まして、非常に深く思いを抱いております。今まで歴史ある決算統計でもってずっと来ております。それらの積み重ねがありまして、データベース化されております。これにつきましては、類似団体等の比較も十分できるわけでございますけれども、単に決算統計をつくるだけのみならず、その出てきた数値をいかに私どもの行財政運営に生かしていくかという、そういうプロセスがないと、単

なるそういつた資料の作成で終わってしまうと。これは一朝一夕にはそういつた視点、能力は養えないというふうに考えております。やはり経営感覚といった視点が非常に重要になってくるというふうに考えております。

それと、この健全財政化、あるいは新公会計制度、いずれにいたしましても、北海道の某市におけます財政破綻、こういつたところのつまりの話ではなしに、そういつた状態になる前にどういつた兆候、傾向があるのかというような、これも数値分析になってくるわけでございますけれども、これらも単に指標を出すのみならず、その指標をいかに分析して行財政改革に活用していくかという、これも非常に専門性の高い状態になります。経験則、あるいはいろんな類似団体を分析しながらという形になってこようかと思えます。

この連結財務四表につきましても、複式簿記、あるいは発生主義、こちらにつきましても、スキルは限られた職員しかないというふうに思っております。そういつた複式簿記、あるいは発生主義の感覚をいかに多くの職員にスキルアップさせていくかというのも大きな課題だと考えております。そういつたことで、いよいよ単式簿記、決算統計というだけではなしに、複式簿記、あるいは発生主義という観点からも財政運営を考えていかなければならないという時代に来ております。そういつたことをしっかりと踏まえながら、担当所管として取り組んでまいる所存でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 三番議員の再質問の中で子ども手当に関する御質問がございましたが、まだ正式に私どもの方へ来ておりませんので、報道によりますと、二十二年度は月一万三千元、翌年度から月二万六千元、中学生までの子供さんに支給されるということでございますけれども、今現在、児童手当というのは、国の制度で支給をしております。この児童手当につきましては、小学校修了前、六年生までの子供さんが対象になるわけでございますけれども、第一子、第二子の方につきましては月五千元、第三子の方につきましては月一万元、ゼロ歳から三歳未満のお子さんにつきましては一律一万元という支給がされております。子ども手当はこの児童手当にかわるものだというふうに今のところは考えております。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） 一番藤埴理君。

〔藤埴理君登壇〕

一番（藤埴理君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

先ほど同僚議員への答弁の中で、町長が環境問題も重要施策の一つだというふうに言っておられたので、それに対する質問を第一点目させていただきます。

地球温暖化防止は近年盛んに議論をされ、CO₂を含む温室効果ガスの削減が地球規模での温暖化防止の解決策として取り上げられてきました。そのきっかけともなった一九九七年に京都で行われました地球温暖化防止会議における議定書の締結以降、アメリカと中国、インドなどの新興国の削減なくして、その議論自体が無意味なものになってしまうのではないかと懸念から、積

極的な削減を求める声がEUを中心に強まっています。

ことし一月のオバマ大統領の就任を機会に、アメリカはこれまでの姿勢を変え、CO₂削減に向けた取り組みを強化する方向へシフトしました。

我が国においても、これまでの削減目標とはかけ離れた温室効果ガスの排出量が続いているのが現状であります。今後、国として、クリーンエネルギーへの転換と植樹による緑化運動の展開、エネルギー消費を削減できる企業活動への転換や省エネ製品の積極的な開発を進める企業への側面的支援にも努めていく必要があると思っております。

身近な生活の中でも、ハイブリッド車に代表されますようにエコカー減税や省エネ家電製品の購入補助（エコポイント）の実施、また公共施設はもとより、一般住宅にも太陽光発電促進のためのソーラーパネルの設置補助金などを実施しています。これらは加速的に効果が上がるものではないだけに、継続的な実施とともに、CO₂削減に対する国民意識の啓発に努めていくことがさらに重要になってくると思っております。

第一点目の質問ですけれども、垂井町として、今後このような温室効果ガス削減、すなわちCO₂削減に向けての目標数値の設定や削減計画など、新エネルギープラン、もしくはビジョン策定の考えはあるのでしょうか。垂井町を一事業体、企業としてとらえて考えてみるならば、削減計画や目標を持つて取り組む必要があるように思いますが、いかがお考えでしょうか。

二点目、今後、スクールリニューアルに代表される、学校やその他公共施設にソーラーパネルの設置、導入のお考えがあるの

かどうか。学校の規模や太陽光発電の大きさ、地域による日照時間などにより差異はあると思いますけれども、学校一校当たり排出するCO₂削減量は年十から十三トン、削減率にして八から一七%となるデータもあります。各学校における一カ月の消費電力量はどうなっているのでしょうか。来年度予定されている府中小学校の改修工事や今年度の補正で不破中学校の南舎の耐震を行います。その際に太陽光発電のソーラーパネル設置導入を御検討されているのでしょうか。クリーンエネルギー導入後、消費電力量の削減効果の検証とCO₂削減への取り組みの理解や、教育への活用などもあわせて考えてみるのもよいのではないのでしょうか。

また、先日、防災訓練が実施された不破中学校を避難場所として想定するならば、被災時の非常用電源としても活用できることもつけ加えておきます。

三つ目に、国では一般住宅への太陽光発電促進のためのソーラーパネル設置補助金があります。国とは別に、垂井町独自の設置補助金のお考えはあるのでしょうか。

来月に予定している総務産業建設委員会の視察候補地もそうした補助金を採用しておられます。また、その他の市町においても数多く実施をされております。

お隣の養老町では、国と同じ体系で既に実施をされておりますが、その金額は、太陽電池最大出力に三万円を乗じた金額で、十二万円を限度としています。また、大垣市では、環境省モデル事業としてグリーン電力証書活用を進めるために、電力メーカーの取りつけに対して二万円という補助の内容になっております。

太陽光発電を積極的に推進するには、国と同じタイミングで進

める方がより効果的に思えますが、今後、補助金導入をされるお考えがあるのかどうかをお尋ねいたします。

政権交代をし、民主党主体の政権が誕生した今、先行きの予測はしづらい状況となっておりますが、民主党のマニフェストの中にも温室効果ガス二五％削減が盛り込まれております。今後、国の施策が変わる可能性はありますけれども、前向きな御回答をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

大きな二点目としまして、スクールアドバイザーについてお聞きをいたします。

ことしの八月に、昨年度における不登校の全国調査結果が発表されました。垂井町の最近の動向についてはどうなのでしょう。同じ傾向なのでしょう。

今年度から不登校児童削減を目指してスクールアドバイザーが予算化されました。中学校におけるこれまでのスクールカウンセラーや心の相談員との連携や役割のあり方、そして各小学校におけるカウンセリング等、その活動はかなり広範囲にわたっていると思われます。今年度に入って、どのような成果が上がっているのでしょうか。

さきに私の見解から申し上げるなら、中学校での不登校は小学校から継続しているケースが多く、小学校での不登校傾向にある児童や保護者を対象に、早期にカウンセリング、指導をしていくことが重要になってくると思います。きっかけは小学校にさかのぼり、これまで多くの先生方にかかわっていただいております。その児童にとって信頼できる先生とのかかわりや、その後の関係、また指導方法のどこがよかったのか、悪かったのか。これまでの

検証をしながら進めていくには大変な時間と手間が必要になってきます。であるならば、早期に取り組むための連携と役割が非常に重要になることはだれの目にも明らかであります。その担い手としてのスクールアドバイザーであるというふうに私は思っております。

一点目、昨年度と比べ、今年度、ここまでの不登校の実態はどうなっているのですか。不登校児童数の増減とその分析をお尋ねいたします。

二点目、導入後に、スクールアドバイザーとスクールカウンセラーの役割と分担にどのような変化があったのでしょうか。

三点目、今後の両者のあり方について、どのようなお考えをお持ちなのか。また、期待できる成果と不登校児童ゼロを目指す体制づくりをどうされるのか、お尋ねをいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の質問にお答えをさせていただきますと思えます。

教育委員会部局にかかわる問題もありますので、私の方からは、削減目標など新エネルギープランの策定についての考え方、それから一般住宅にソーラーの補助金の考えについてということについて、お答えをさせていただきますというふうに思います。

まず新エネルギープランについてでありますけれども、新エネルギーと言われるのは、一般に太陽光発電でありますとか、風力発電、バイオマス発電、あるいは中小規模の水力発電、地熱発電等、リサイクルのきくものというような形でとらえられておりま

すけれども、これのエネルギープランといえますと、かなり膨大なといえますか、いろんな細かい手順が必要になってまいります。現在のところ、具体的に新エネルギープランを策定するという予定は持っておりません。ですが、昨年度から始めておりますレジ袋の削減でありますとか、具体的に言いますと、この三月に不破の関ロータリークラブが創立十五周年で、垂井駅南にCO₂の削減に関する啓発看板を立てられました。「目指せ、一人一日一キログラムのCO₂削減」という形で、塔の上には球体が乗っておりまして、その球体の体積が一キログラムに相当する量だということに聞いております。私も除幕式には参加させていただきまして、私も除幕式には参加させていただきまして、電気の使用でありますとか、水道の使用、車の利用、六項目にわたって、私たちができる地球温暖化、CO₂削減の取り組みのことが書いてございます。こういった形の活動の連携、あるいは先ほど言いましたレジ袋の削減につきましても、もう九〇%以上の辞退率が達成されておるといような状況の中で、非常に順調にいったおるものと思えます。

また、この十月一日からは、ごみ袋の値上げといえますか、ごみ手数料の徴収をするという形で、従前大きい袋で一枚十円だったのが五十円に値上げさせていただくという形で、手数料を徴収する中でごみというものを減らすために一緒に考えていただきたいという取り組みを行います。そういったことを踏まえながら、住民の意識、啓発という部分にはしっかりと力を入れていきたいというふうに考えております。こういったことを通じて、CO₂削減を何とか進めていきたいというふうに思っております。

前内閣におきましては、チームマイナス六%という形で施策が進められておりましたが、先ほど議員のお話にもありましたように、民主党においては二五%の削減という形で、けさも経団連の会長から親切な説明が必要であると。いきなり二五%はいかがなものかというようなお話もありました。経済界も大きな戸惑いがあるうかと思えます。我々ができることから取り組んでいく。そういう形の中で、CO₂削減に取り組んでいきたいというふうに思えます。

二点目のソーラーパネルの関連でありますけれども、こういった事業は非常にニーズがあるとは思いますが、行政にとつてはやはり高価である場合というのが非常にあって、普及効果とそれから経済効果といえますが、費用対効果の面でいうとちょっと難しいところも若干あるのではないかなというふうに思っております。

今のパネルにつきまして、一般の方がやられる場合、一般家庭で三キロぐらい導入されるといような話ですけれども、導入コストとして、一キロワット当たり、工事費込みで六十万円から八十万円かかるということ、三キロですと、大体二百五十万円ぐらいかかるということでありまして、養老、あるいは近隣の市町村では、県内では七つの市町で補助金の事業をしておるといことでありまして、国からは七万円、町によっては二万円から八万円ぐらいの補助を出しておるとい形であります。

当然に環境について考える、あるいはCO₂削減ということにつながっていくわけでありまして、トータル的に、やはり

家の構造でありますとか、そういったものにも大きく影響してくる部分があります。安易にすべての家にこのソーラーパネルを簡単に取りつけられるかというところ、そうばかりではないというふうにも思います。そういったことも見きわめながら、またさつきから出ております国政が大きく変わっていくというような中で、今の国の助成制度が来年の一月末で切れるというような状況の中で、そういった国の動向等も見きわめながら考えていきたい。環境問題は大きく大事だということふうに認識はしておりますけれども、この補助に関して、周りの動向等もしっかり見据えた上での対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

学校所管にかかりますソーラー、スクールアドバイザーにつきましては別途説明させていただきます。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長興慈善君。

〔学校教育課長興慈善君登壇〕

学校教育課長（興慈善君） 一議員の御質問の中で、学校施設の太陽光発電について御質問がございました。それについて回答をさせていただきます。

まず、太陽光発電システムの導入から得られる効果について、私なりに述べさせていただきますというふうを考えております。

特に学校施設の太陽光発電導入によって期待できる効果というのは、大きく四つあるのではないかなというふうにとらえております。

まず一つ目は、CO₂の削減効果です。実際に太陽光発電を導入する場合、その導入量、パネルの量とでも申しましょうか。そ

れぞれの自治体や学校によって異なるとは思いますが、学校施設に設置する標準的な太陽光発電の容量としては、おおむね二十キロワットを標準に試算がされておるところです。仮に二十キロワットの太陽光発電を設置した場合ですと、議員からも説明がありましたとおり、試算では年間十トンから十三トンのCO₂の削減ができると言われております。これは、東京ドーム一個分の森林に値し、CO₂削減効果が見込まれるところでございます。

二つ目ですが、省エネ効果だと考えております。これは、経済的効率性にもかかわってくるわけですが、同じ二十キロワットの太陽光パネルを設置した場合、試算では、学校の年間の使用電力でございませけれども、一・二割から二・七割程度節約すると言われております。これを単純に料金に換算いたしますと、年間で約二十一万円から二十六万円の電気代が削減できると試算をしております。

三つ目は、環境教育にかかわる効果だと考えております。太陽光発電のパネル本体や発電モニターなどを教材といたしまして、児童・生徒に活用できるものと考えております。

最後、四つ目でございますけれども、これも議員の説明の中心にございましたけれども、防災機能としての効果だと考えております。災害はいつ何どき発生するかわかりませんが、当然発生するよりも、発生しない方がよいわけでございますけれども、仮に大災害が発生した場合、当然電気や水道などのインフラが寸断されることは十分想定できるわけでございます。そのようなときに、学校施設が避難場所として活用されることも想定ができません。したがって、学校施設に太陽光発電が設置されていけば、

少なくとも電気についての非常用電源として活用することが期待できると考えておるところです。

そこで、御質問の内容について答弁をさせていただきたいと思っております。

第一点目でございますけれども、各学校の年間の消費電力についての御質問がございました。学校規模によって異なりますけれども、昨年度、平成二十年度の電気使用量を見ますと、町内で最も学校の規模の小さい、校舎面積が少ない学校ですと合原小学校になります。ここですと、年間約五万キロワットになっておりました。それから、逆に町内で最も学校規模の大きい不破中学校でございますけれども、年間約二十万キロワットでございます。さらに中学校でいいますと、北中学校ですが、約十二万キロワットでございます。その他の小・中学校はおおむね九万キロワット前後から十万キロワットの範囲内だというふうにとらえております。

今後の学校施設の太陽光発電の導入についてでございますけれども、議員も御承知のように、この太陽光発電システムを導入する場合、パネルそのものよりも、それを受ける架台が重量になります。確かにパネルそのものは改良を重ねられて、かなり重量は少なくなってきたことも事実でございます。例えば校舎の屋上に太陽光パネルを設置する場合には、先ほど申しましたようにそれを受ける架台が必要となります。この架台は大変重量があるわけでございますけれども、設置することによって校舎にかなりの負荷がかかります。仮に二十キロワットの太陽光発電を導入しようとしますと、それぞれの条件にもよりますけれども、お

よそ十トン前後の負荷が校舎にかかることとなります。そのために、従来、校舎への導入については慎重に検討をする必要があるかと思っております。

本町は、今まで計画的に各小・中学校の校舎の耐震化、いわゆる耐震補強を進めてまいりましたけれども、それらの建物についてはあらかじめ太陽光発電を設置することまで想定しておりませんでした。そのために、既設校舎、仮に耐震補強が完了した校舎にかかる太陽光発電の導入については、さらに慎重に考えなければいけないのかなというふうに思っております。

一方、議員も申されましたけれども、次年度以降の改修工事を予定しております府中小学校や不破中学校につきましては、先ほど申し上げましたような四点の大きな効果も含めて、太陽光発電の導入については検討していきたいと考えているところです。

どちらにしましても、学校施設への太陽光発電システムの導入につきましては、いろんな効果を考えまして、さらに検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、不登校児童削減へのスクールアドバイザーの役割についての御質問がございました。それについてお答えをしたいと思います。

初めに、不登校の実態及び傾向について説明をさせていただきます。

議員も御指摘のとおり、八月に文部科学省の方から、児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題についての調査が発表されたところでございます。岐阜県内の小・中学校の不登校は四年連

続で増加しているという報道がされました。一方、垂井町内の不登校児童・生徒数は、昨年度と比べて減少傾向です。また、平成二十一年七月現在の町内の不登校児童・生徒の、これは出現率で求めておりますので、千人当たりの出現率も、昨年と比較した場合、減少傾向になっております。

次に、減少傾向であることの分析でございますけれども、これについてお答えをしたいと思います。

いわゆる千人当たりの出現率の減少傾向から、本年度から導入いたしましたスクールアドバイザーの事業の大きな成果が上げられていると私どもでは考えております。

不登校については、中学に進学すると、不登校児童・生徒が増加する、いわゆる中一ギャップと呼ばれているもの。また、小学校に入学をいたしますと、児童が不応を示す小一プロブレムという現象が深刻化するわけでございますけれども、垂井町もやはり同じ傾向でございます。

そこで、議員ご指摘のとおり、小学校の早い段階、早期の段階からカウンセリングが重要であることは十分とらえておるところでございます。県費のスクールカウンセラーが中学校に配置をされておりますけれども、スクールアドバイザーは主に幼稚園、そして小学校の訪問を中心としております。その中で、子供や保護者へのカウンセリング、あるいはまた学校内での教育相談体制の充実の指導助言、職員の研修を通して、教職員の教育の相談力の向上を行っております。

また、中学校では、スクールアドバイザーとスクールカウンセラーが連携をとりまして、いわゆるケース検討会議、事例の検討

会議でございますけれども、そういう会議を通して、一人ひとりの生徒について見立てを行い、指導の方向性を明確にし、教職員とともに指導に当たっているところでございます。

こうしたスクールアドバイザーの取り組み及びスクールカウンセラーとの連携、これが児童・生徒の不登校の出現率の減少に大きくかわってきたものだというふうにとらえているところでございます。

二点目に、スクールアドバイザーとスクールカウンセラーの役割と分担についての御質問がございました。

いわゆる不登校児童・生徒の減少を目指すということは、スクールアドバイザーもスクールカウンセラーも共通の願いで動いております。さきに述べましたように、スクールカウンセラーが中学校に配置されていますので、スクールアドバイザーは幼稚園及び小学校を中心に訪問をしております。また、中学校からは、要請に応じてカウンセリングもしたり、教職員に指導助言をしたりして、その点では臨機応変に対応しているところでございます。

また、スクールアドバイザーの方は、特別支援教育について専門的な知識を持っていらつしやいます。今日では不登校と発達障害との関係は切り離せないものがございますし、いわゆる生徒指導と発達障害、教育相談と発達障害の関係は、これまた切り離せないものがある、垂井町の実態を見ても言えることではないかなというふうには思っております。

特に幼稚園及び小学校の低学年での発達障害や園児・児童についての具体的な指導の方向性を指すことがかなり重要になってまいりますけれども、発達障害に関する学校からのニーズが増加し

ていることも事実でございます。

そこで、スクールアドバイザーはスクールカウンセラーと連携をとりながら、発達障害という視点からも子供を見立てて、具体的な指導の方途を教職員に示しているところでございます。

このように、心の専門家でございますスクールカウンセラー、それから本町のスクールアドバイザーが連携を図りながら、不登校の園児、児童・生徒、また保護者への指導や助言を進めてまいるところでございます。

次に、体制づくりについて御質問がございました。

特に体制づくりにつきましても、まず期待できる成果が、その体制づくりから大きく三点あるうかと思っております。

一点目といたしましては、校内の教育体制、いわゆる教育相談体制と申し上げましょうが、二点目といたしましては、子育てに対する保護者の悩みの解消、三点目といたしましては、教職員の教育相談力の向上です。

特に子育てに関する悩みを抱える保護者が多くなってまいっております。スクールアドバイザー等のカウンセリングが保護者の心の安定につながってまいります。

また、教職員を対象としました研修会を通して、教職員自身がカウンセリングを行う能力の向上にもつながっていくだろうというふうにご考えているところでございます。

そこで、体制づくりでございますけれども、現在、学校内で教育相談委員会を中心に、スクールアドバイザーを位置づけまして、管理職、生徒指導主事、教育相談主任、学級担任、養護教員と常に連携を図りながら、児童・生徒の実態の把握、あるいはまた情

報の共有、指導方針の徹底をしていきたいというふうにご考えているところでございます。

特に学校内でのケース検討会議では、スクールアドバイザーが一人ひとりの子供たちの確かな見立てを行いまして、指導の方向性を明らかにしているところでございます。

これからもスクールアドバイザー、あるいはまたスクールカウンセラーがさらに連携を図りながら、不登校の未然防止、不登校児童・生徒の早期発見、早期対応に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

特に教育当局におかれましては、子供たちの本当に信頼できる環境づくり、これは非常に大切なことでございます。研修会等、ますます充実させていただき、教職員の資質向上にも努めていただきますようよくお願いをしたいと思います。

まず、一般住宅への太陽光発電のパネル設置に対する補助は原則的にはしないというふうな御答弁だったというふうにご思っております。

もう少し言うならば、確かに高額である太陽光パネルの設置に対して消極的である、いわゆる住民の方々に納得できる形なのかと言われると、確かにかなり高額なために、その利用率というのはかなり低くなる可能性があるということは十分想定をしております。であれば、太陽熱を利用した温水器もかなり充実した性能

になつてゐるといふふうに聞いております。そうしたことも、価格にすれば、今の太陽光パネルに比べると三分の一程度というふうなこともお聞きしておりますけれども、そういったものに対しての補助なども行いながら、やはり新エネルギーを最大限に有効活用する姿勢がこの町に必要なかなと。学校の方におきましてパネルの設置をしていく、もしくは検討していくというふうにお答えをいただいております以上、やっぱり町としても、そうしたことを一般的に普及させていく、もしくは、そういったことを通じながらどんと啓発をしていく、そういったことが大変重要になるかと思ひますけれども、太陽光ばかりではなく、太陽熱の利用を考えた、そうしたことに對する補助も御検討いただけるかどうかということを含めまして、再質問とさせていただきます。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ソーラー発電に限らず、ソーラー機器という形かというふうに思ひますし、今、温水器、エコキュートとかいうような形の圧縮空気による発熱というような形もあります。そういったいろんな機器の対応、まさにCO₂削減を目指してという形の中で、今後対応を考えていかなければならないと思ひますが、先ほど議員が質問の中でおっしゃいましたように、やはり国と同じタイミングの中で進めていくのが一番効果があるだろうと。町単でやる分には、やはりどうしても限界があるということをお考えのときに、今後国が出てくる政策等も踏まえながら、そういうものをとらえ

ながら対応も考えていきたい。全くやらないというわけではなくて、しっかりと検討した上で、やるのであれば、昨年というか、今回の経済危機のように一発勝負ではなくて、やっぱり時間を持った中での、期間を持った補助という形がより効果が出ると思ひますので、そういった対応もまた考えていきたいというふうに思ひつておりますので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は十時五十分といたします。（午前十時三十四分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時五十一分）引き続き一般質問を行います。十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 議長のお許しが出ましたので、通告に従つて、三点について質問いたします。

まず第一点は、公共下水道事業についてです。

平成四年、計画が発表され、供用開始されたのが平成十四年、平成十五年に一度、さらに平成十七年にもう一度地域再生計画で修正され、その目標年度が平成三十五年というふうに変更されました。平成三十五年までとは長過ぎないかというふうに思ひます。平成十四年の十二月の議会で前田中町長が提案した下水道施設の建設について、こういうふうな提案をしております。

下水道の整備を図ることによって、町の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資するもの。そういうことで、公共下水道の設置を出されました。

さらに、合併処理浄化槽に対する助成制度が国で発せられて、

それ以前にですが、その発せられたときもそうでした。いわゆる公衆衛生の向上と、そしてその水域の水質保全に寄与すると。だから、早急に全国においてこの問題を解決するために、国は合併処理浄化槽を設置するところにおいては助成をするというふうに言われました。

私はあのときに、ああ西ヨーロッパは百年も前に下水道事業が施行されておるのに、日本は本当におくれている。経済大国と言われながら、こんなおくれた恥ずかしい話はないと思っておつたんですが、さすがに国もそういう観点から、思い切って、いわゆる何人槽は幾らというふうに、出来高払いではなくて、人数の槽によつて幾ら幾らというふうにして、国が三分の一、県が三分の一、そして町、自治体が三分の一、全体として、大きな助成ができましたね。これは、一日も早く、今言いましたような公衆衛生の向上と水の保全、美しい水を供給する、あるいは流すという自然環境も含めて、大上段に振りかぶって、しかも重要な施策が行われました。もう既に七、八年になります。

二番目に、合併処理浄化槽設置も考慮して、もつと目標年度を短縮できないかというふうに思います。平成三十五年の目標年度は長過ぎる。

三番目に、その目標年度を短縮するのに何が問題なのか、お聞きしたいと思います。また、そのために、今後どのような手を打つべきなのか、具体的に示してほしいと思います。

また、皆さんのお手元にもお示したと思いますが、公共下水道の処理人口普及率の推移ということで、岐阜県下の一覧表が提示されております。これを見ると、垂井町はやっぱり相当おくれ

ています。例えば近隣では、北方町なんかはもうほとんど完備されている。大事なインフラの整備は急がなければなりません。そういうふうに見てみますと、垂井町のこれからの早期達成が求められます。

さらに、今までそういうことの中で、今日までの到達点と、当面の年次計画、出されているといえは出されているんですが、私は、町民の立場に立つて、わかりやすく簡単に、町民の皆さんの腹に落ちるような計画をぜひここで発表してほしいというふうに思います。

なお、確認ですが、平成十四年度から二十年度までの状況でいいますと、表佐地区、それから宮代地区が大体完成したというふうに思っております。それから平成二十一年度、宮代地区、さらに綾戸の西と不破中前、さらに来年度については、綾戸東、特に青野栗原線以东の整備が行われるというふうに確認をしたいと思いますが、それでいいでしょうか。さらに、二十三年度はどうなっているのか。この辺のところを、わかりやすく簡単に説明してほしいと思います。

また、四番目には財政問題についてですが、町の財政指数はどうなっているのか。細かい数字はいろいろありますけれども、できるだけ町民にわかりやすく、この場で即時にというとなかなか難しいですけども、今までにかかった費用、そして今後かかる費用を分けて、ぜひお知らせしたいと思います。

さらに、財政的な面でいいますと、町民の負担はどうなのかということですね。その辺のことについてお尋ねしたいと思います。さらに大きく、町民の負担についてお伺いしたいと思います。

負担金の一括納入が意外に多くて、平成二十一年九月にはそのために報奨金の予算が足りなくなつて、補正を組まなければならなくなるという状況がありますが、反面、低所得者を初め、社会的弱者がこういう事業を受けるには、ついていけないために難儀をしている、そういう実態がありますが、最近の社会情勢を反映して、これは見逃せない事態になっていきます。

そういう中で、行政は、公共下水道事業に加入できない人たちのためにも、これをどうしたらいいかということは常に対応しなければならぬと思います。

まず一つは、公共下水道への加入状況はどうなっているのか。あるいは、加入したいが、できない人、そういう人はいるのか。そういう世帯に対して、どういう手を打っているのか。

この間、表佐地区で三、四人のお年寄りの方に聞きました。公共下水道に入つてどうなのかと言つたら、一人は、ようまだ入っていないと。あとの三人は入つておつて、本当に便利やと。そしてきれいになつたし、ありがたいというふうに言われました。もう一人の人は黙つておられました。やっぱりそういう実態があるわけですね。だから、公共下水道が完備されれば、本当に例外的に恩恵をこうむると思いますが、その快適な生活を享受するためにはやっぱり金がかかるということがあります。よく貧乏もさせてくれんということが言われますが、そういう時代です。だけでも、そこから落ちこぼれていく人はやはり見逃すわけにはいきません。加入できない世帯は仕方がないのでしょうか。もちろん加入できないのに加入しないという人は、これはもう論外です。

さて、完成時期の見直しに当たつて、お聞きしたいと思います。

以前にもこの見直しについては提案しましたし、不十分でありませんが、さらにこの段階で提案したいと思います。

公共下水道の見直しのために、担当課内だけの検討ではもはや間に合わないし、不十分だと思います。いつものような提案になりますけれども、専門家を入れた特別検討委員会を立ち上げ、早急に取り組まれないと思えますが、どうですか。

それから、その委員会には、必ず公募した町民も加えること、この問題での町民アンケートも実施すること。とにかく平成三十五年までといったら、本当に長い話ですから、うちはどうなるんやという声が非常に多いんですね。ですから、この辺をしっかりと見直すために、町民の意見も十分聞いていきたいというふうに思いますが、どうですか。

とにかく町の重要施策には、今検討中の住民自治基本条例にもかかわつて、情報公開と住民参加は欠かせないと思います。ぜひこの見直しに当たつての取り組みをお伺いしたいと思います。

最後ですが、合併処理浄化槽と公共下水道について、こういう問題が疑問として出ています。この制度が他の自治体におくられて実施されたけれども、その折に、町は、最終的に公共下水道になく義務を課していました。ところが、最近では、「望ましい」というようなふうに軟化しています。合併処理浄化槽建設に当たつては助成をする。ただし、公共下水道がしかれたときには「それに加わる」という義務づけがされたと思いますが、今はそれが「望ましい」と。「できるだけ入ってください」というふうになつたと聞いておりますが、実態はどうなのか。

これからの見直しの中で、当然この問題は避けて通れないと思

いますが、町のそうした軟化の理由がどこにあったのか、お伺いしたいと思います。

第五次総合計画の中にも、下水道については、平成十四年の供用開始から三年以上経過した未接続世帯に対する普及促進が課題となっているというふうにあります。このような世帯に対して、対策はどうしたらいいのか、お尋ねしたいと思います。以上、公共下水道事業についてです。

大きい二つ目ですが、エコドーム建設とごみ減量化、環境問題についてです。

建設のための検討委員会はつくられているのかどうか。

二つ目に、廃棄物減量等推進協議会はあるのかどうか。もしあるとすれば、メンバーは、そして公募の委員は、あるいは進捗状況。これは、まだ今年度に入ってからなわけですから、すぐには状況がわからんかわかりませんが、しかし、こういう問題は、この問題に限らんですけど、逐一情報公開をする。それは「広報たるい」によってするという方法もありますが、もっといろんなところで公開をするということが必要だと思います。

ここでニセコ町の話をするのも、ちょっとピントがずれておるかもわかりませんが、でも、ニセコ町が基本条例をつくった、その何年か以前、若い逢坂町長が町長懇談会を設け、町長室を開放する。そして、年に何回か出かけていって、住民と懇談をする。そういうことをしばしばやっているわけですよ。本当に何十回とやっているんです。町の職員もそれに引きずられていいいまいしよいか、どんどん出ていって、町長だけがしゃべるんじゃないかと、係長とか課長が町民の声を聞きながら、堂々と返答していく。そ

ういう関係があつて、その上で基本条例ができたわけですね。

そういうことを考えると、やっぱりこういう重要な問題、特にエコドームをつくる、あるいはごみ減量化、環境問題を考えると、これは焦眉の問題だし、住民にとって一番切実な問題です。こういう問題を、今どうなっているかということ、を逐一報告するといましようか、発表する、公表するということは非常に大事なことです。これは肝に銘じてほしいと思います、行政は。説明責任と同時に、情報公開の義務をしっかりとわきまえてほしいと思います。その進捗状況はどうなっているかということですが、

それから次ですが、廃棄物減量等推進員についてですが、特に推進員は今三十九名ですか、これを見直す考えはないのか。見直すのであれば、どのように見直すのかということです。

この問題での最後は、今まで活動していた団体があります。女性のつどい協とか、あるいはそのほかいっぱいありますけれども、そういう団体を取り入れて、少しでも早く、また全住民の運動に広げて、エコドーム建設の取り組みにつなげたらどうかと思いますが、御意見をいただきたいと思ひます。

大きい三つ目ですが、ちょっと大上段に振りかぶりましたけれども、生存権の保障と町が掲げる「やさしさ行政」について聞きたいと思ひます。

派遣切りによる失業難民、いわゆる失業者や介護難民、医療難民と、このところの状況は、我がまち垂井町にも例外なく広がっていると思ひますが、現状はどうなのか、お聞きしたいと思います。

生活が破壊されている方や家族を最大漏らさずキャッチするこ

とが求められています。町長はどのような対策を考えてきたのか、また考えておられるのか。特に窓口行政に携わる職員は大変に神経を使い、日々御苦労が多いと思いますが、それでもあえて申し上げたいと思います。

町長初め職員の皆さんは、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」という第五次総合計画のテーマをいま一度かみしめていただきたい。ともすると、職員は、やってやるの意識に陥ってはいないか。町長は、職員指導を日ごろどう行っているのか、尋ねたいと思います。

九月十日朝のNHK「生活ホットモーニング」で、これはシリーズですけれども、私が見たのは十日の朝です。「地域が命を守った」という報道は大変参考になりました。この問題で有効な手はないかもしれませんが、でも、とにかくやっておればいいというのではなくて、例えば法律相談日とか、心配ごと相談日を設けているから、そこへどうぞと言うだけではだめだと思います。民生委員とか、地域でのこの問題での検討会など、いろいろ工夫することはあると思います。私たちも一緒になって取り組みたいと思いますが、どう考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

以上、三点、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の質問にお答えをさせていただきます。と思います。

大きく三つありましたが、私の方からは、一番初めの公共下水道事業の見直しに当たった部分、それから、生存権の保障の部

分の総体的な部分についてお話をさせていただけたらというふうに思っております。

この公共下水道の見直しにつきましては、この会計そのものが特別会計によって今なされておるわけでありませうけれども、実際には一般会計からの繰り出しが義務づけられておる事務的経費もある上、整備途中ということもありません。負担金や使用料収入などによつての安定した経営がなかなか難しいという状況にあります。結果として、一般会計からの繰り出しに頼らざるを得ないというような状況にあります。今後の垂井町の財政に大きな不安要素を投げかけておるのが現状であるというふうに思います。

そういったところにおいて、エリアの見直しとか、やり方、今、合併浄化槽の話もありました。集落排水もあるわけでありませうけれども、こういった見直しにつきましては、ぜひこれから積極的にやっつけていかなければいけない状況にあるというふうに認識しております。

この地域の下水道の必要性というのは、もう十分に認識はあるところでありませうし、公衆衛生、あるいは水環境ということからとらえましても、下水という部分の水の浄化、あるいは生活の安全、そういった部分に非常に大きな効果があるものというふうに認識しておりますが、やはり財源的な部分を考えるときに、見直しというものは避けて通れないのではないかというふうに思っております。

ただ、議員がおっしゃいました専門家というようなお話もありましたけれども、振り返って考えてみて、垂井町に公共下水道を取

り入れる際に、委員会でもお話があったんですけども、公共下水に関する特別委員会を議会でも設けられたというような形、それと行政がタイアップして進めていったというようなことがあります。見直しということになりますと大きな方向転換にもなってくるわけでありますので、議会ともぜひ、特別委員会等をもう一回検討していただくか考えていただく中で、一緒になって考えたらどうかというようなことも思っております。こちら辺は議会とまた御相談をさせていただきたいと思いますが、委員会の中でそういうような意見が出て、なるほどというふうに思ったところもありましたので、ここでちょっと披瀝をさせていただき、また今後の展開について、一緒に考えさせていただけたらというふうに思っております。

下水に関しまして、細部にわたりましては担当課の方から補足をさせます。

エコドームにつきましても、担当の方から、委員会でも報告をしておりますけれども、説明をさせていただきたいと思っております。

最後の生存権の保障、町が掲げる「やさしさ行政」ということでありますけれども、昨年来の経済危機の中で非常に住民のセーフティネットが崩れてきているような状況にあるわけであります。町におきましても、ことしの一月から雇用対策の推進本部を立ち上げておりまして、情報の共有化を図る中でのいろいろな施策をやってきたところであります。町営住宅を一部改修しての開放でありますとか、緊急雇用対策、これは補助金を使つての事業、あるいは情報の収集や職員の連携というような形の中で進んでおります。窓口の業務につきましては、やってやるというようなお話

がございましたが、職員は決してそんなことを思っているはずがありません。私といたしましても、当然に職員、サービスという部分での対応を常々言っておるところで、この対応につきましては意を砕いておるところでありますので、どうか御理解を賜りたいというふうに思っています。

また、窓口業務につきましても、今定例会にも予算を少し計上させておつていただきますけれども、総合窓口というような形、これは職員のアイデアによる窓口サービスの向上という観点で提案させていただいておるものでありますけれども、庁舎一階の窓口について、総合窓口というものを図っていき、住民サービスの向上を図っていきたいというふうに考えております。

職員の姿勢等についても、課長会議で注意喚起をする中で、しっかりと対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思っております。

細部については担当課から補足説明をさせます。

議長（衣斐弘修君） 下水道課長小林徹雄君。

〔下水道課長小林徹雄君登壇〕

下水道課長（小林徹雄君） 十二番議員の公共下水道についての一般質問に御回答させていただきます。

議員申されたように、公共下水道の役割というのが垂井町公共下水道条例の第一章にも掲げております。周辺環境の改善、これというのは、汚水を速やかに排除して、周辺環境の改善を図っていく旨の役割。そして、トイレ関係でございますけれども、トイレの水洗化につきましても、可能な限り個々の住宅の改造等、衛生的で快適な生活が送れるようなし尿と他の汚水との浄化を一緒

に行つていくというのが役割になつております。そして、議員申されたように水質の保全でございます。これにつきましても、河川など公共水域の水環境、水質汚濁の防止の観点からも積極的に取り組んでいく旨の条例だと思つておりますし、また国の方で定めております下水道法におきましてもこのような旨が記載されております。

垂井町におきましては、公共下水道としましては分流式で行わせていただいております。合流式と分流式という二つの方式がございますけれども、垂井町は、雨水については道路側溝等に流していただいて、あとは汚水等、トイレ関係のし尿等については浄化センターの方に排出されるというような状況でございます。

第一点目の、目標年度は達成できるのかという質問でございます。見直し等に当たつての御回答をさせていただきますけれども、平成四年度、垂井町の公共下水道事業の基本計画を策定させていただきますまして、全体整備面積千十ヘクタールを当初掲げさせていただきますました。認可面積は九十九ヘクタールとさせていただきますました。平成十三年、処理場の処理方式の変更と、並びに拡大認可面積の二百八十六ヘクタールとして変更をさせていただきます。その後、目標年次を平成三十二年とさせていただきますました。その後、平成十六年に拡大認可の区域面積を四百七十四ヘクタールとさせていただきますまして、全体見直しを九百九十三ヘクタールとさせていただきますまして、議員申されたように目標年次を平成三十五年とさせていただきます。今現在、動いておる状況でございます。

現在の拡大認可区域における整備状況でございますけれども、

四百七十四ヘクタールに對しまして、今年度、二十一年度整備面積を入れますと、九一%整備済みになる予定でございます。今後におきましても、全体計画、そして認可区域の拡大の計画等を議員と一緒に、計画等見直しをさせていただきますけれども、これに伴つて財源等も必要でございます。こちら辺も一緒になつて見直しを行つていきたいと思つております。

議員お示しの処理人口普及率、垂井町の数値でございますけれども、三八・四%となつておりますけれども、二十年度、新しいデータで四三・五%になつております。こういう形で、今後におきまして、目標年度は、今の三十五年というようなことにさせていただきます。また見直し等で年次等も考慮しながら、行つていきたいと思つております。

今後の見直しにつきましては、議会の皆さん方と一緒に提案をさせていただきますまして、住民等の下水道に対するアンケート等の実施に向けて、手続を踏んでいきたいと思つております。

第二点の、今日までの到達点と当面の計画、年次計画はということでございます。

平成十四年度より、表佐地区より逐次環境整備区域を供用開始させていただきます。本年度、宮代地区、そして東地区の不破中前を行つております。二十二年度につきましては、議員申されたように綾戸地内の県道栗原線東、そして宮代の北の地区の一部の計画もでございます。二十三年度でございますけれども、御所野交差点の改良に伴いまして、その国道の推進工の工事も予定しておりますし、また宮代地区の大滝川東、朝倉一部と北野地区でございますけれども、そこら辺もちょっと計画に入れさせていただきます。

いております。

予算、財政の問題でございますけれども、今までかかった費用でございます。決算レベルでお話しさせていただきましても、二十年度までの累計でございます。建設事業費は百五十七億七千五百万円ほど、そして国庫補助金が五十八億四千万円ほど、県補助金が一億九千九百万円というような形で、起債発行につきましては七十四億円ほど起債発行をさせていただいております。この起債発行に伴いまして、起債の償還金額でございますけれども、累計で十八億円ほど償還をさせていただいております。

今後にかかる費用でございます。三十五年までの年次計画に基づきまして積算しますと、認可区域の拡大等を行っていくと、どうしても浄化センターの排水の第二系列の汚水処理ポンプ等の増設も必要になってきます。そこら辺を入れますと、百三億円ほど費用がかかるのではないかとというような積算をさせていただいております。

そして、町民負担でございます。垂井都市計画下水道条例受益者負担に関する条例でございますけれども、この中の第五条に、公共汚水ますを一個つくりますと、一個当たり十五万円、そして地積割額、平方メートル当たり二百五十円というような受益者負担金が発生してきます。これを二十年度までで累計をさせていただきますと七億六千六百万円。そして、供用開始しますと下水道使用料が発生してきます。これにつきましては五億五千万円ほどの費用を町民からいただいております。第四点の町民の負担についてでございますけれども、今現在の加入状況でございます。平成十四年度から供用開始をさせていた

だきまして、公共ます設置に対しまして、宅内排水施設接続数でございます。宅内配管をして公共ますに接続されるパーセントでございますけれども、八月末現在で公共ます設置が三千二百八十八基、接続された基数ですけれども、千九百四十六基で、五九・二％が接続されてみえるということでございます。

そして、下水道使用料納入者でございますけれども、九月現在で二千四百四十七人の方が使用料の納入者でございます。数値的に千九百四十六基と二千四百四十七人、差異が出ますけれども、これについてはアパート等の下水道使用料が発生しますので、その差異が出てくるというような状況でございます。

あと、低所得者という申しわけございませんけれども、公共下水道に接続したいができないというような人に対してはどうしたらいいかということでございます。垂井町におきましては、水洗化支援制度として、水洗便所等改造資金融資あつせん及び利子補給というような制度もございます。大いに御利用いただいで、少しでも負担が少なくなるような形をとっていただければ幸いですと思っております。

そして、合併浄化槽と公共下水道についてでございます。下水道法の第十条に基づきまして排水設備の設置等というような条文がございます。供用開始がされた場合は、遅滞なく排水施設を設置して公共下水道につなぐことが義務づけられております。そして、下水道法第十一条の三、水洗便所への改造義務等というような条文もございます。これにつきましては、供用開始の公示より三年以内に水洗便所に改造しなければいけないというような条文でございます。第三項にただし書きがございます。当該建物が近

く除却されるとか、また移転される予定がある場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等、当該くみ取り便所を水洗便所に改造していけないことについて、相当な理由があると認められる場合はこの限りでないというようなただし書きがございます。こういう形で、下水道法につきましては、三年以内に水洗便所に改造しなければいけないというような条文がございますけれども、これにつきましては、供用開始が始まって以来、十四年から七年余り経過しておりますけれども、環境整備に伴って、各地区での説明会でも、公共下水道への接続等について、宅内排水設備を何とか整備していただきまして、公共下水道へのつなぎ込みもお願いたしたいというような形をさせていただいております。今後におきまして、生命と環境を守るために水質保全への住民の理解をいただきながら取り組んでいく所存でございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 私の方からは、十二番議員の御質問のエコドーム建設とごみ減量化、環境問題について、並びに三番目の、生存権の保障と町が掲げる「やさしさの行政」についての部分の医療難民と称される部分について、御回答をさせていただきたいと存じます。

まず最初に、エコドーム建設とごみ減量化、環境問題についてでございますが、エコドーム建設はどこまで進んでいるのかといった問題の中で、建設のための建設委員会の設置についてのお尋ねでございますが、こちらの建設のための建設委員会については、

単刀直入に申し上げまして設置はしておりません。といいますのは、垂井町には、従来からもお話を申し上げていきますように垂井町廃棄物減量等推進協議会といった組織がございます。もとよりこの組織につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに垂井町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例に設置根拠を置くものでございまして、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項、その他一般廃棄物の適正処理に関する事項につきまして、協議する旨、設置されておるものでございまして、したがって、環境問題、特にこのエコドームにつきましては、私の方、今後のごみ減量、あるいはごみの資源化回収につきましては非常に有効・有益な施設であると認識しておるところでございまして、こちらのエコドームの建設につきましても、この垂井町廃棄物減量等推進協議会の中で、今年度につきましては既にもう二回ほど協議をさせていただいておるわけでございますが、特にこのメンバーはといった御質問でございまして、今年度、特に垂井町廃棄物減量等推進協議会のメンバーの方々の大幅な見直しをさせていただきました。従来からの選出の方法も否定するわけではございませんが、やはり現実、ごみ問題に関心を持っておられる方とか、それから実際に個人的にも、ごみ問題、ごみ減量化に取り組んでいらつしやる方々を中心に、今年度この垂井町廃棄物減量等推進協議会委員に登用させていただいたところでございます。具体的には、後ほど廃棄物減量等推進員の方についても御説明をさせていただきますが、現在、町内に各地域で三十九名の廃棄物減量等推進員の方を委嘱しておるわけでございますが、そういった方々の代表者、それから自治会の代表者の方、それから今年度は

特に公募委員の方お二人、それから、実際にごみ減量に取り組んでいただいております団体の方、あるいはごみ減量に識見を有する方等、実際それぞれ日常生活の中でごみ減量に取り組んでいただいている方に主体的に委員になつていただいたところでございまして、そのほかにも、廃棄物の処理事業者の方も含めまして十五人で今年度はスタートしておるところでございます。

そして、今回、この廃棄物減量等推進協議会の進捗状況でございますが、御存じのように、今年度、エコドーム、今、仮称でリサイクルセンターと申しておりますけれども、こちらを設置するために、運営等の調査研究業務、現在、垂井町にございますNPO法人の方に調査を委託しております、その中間報告がなされました。その中間報告の中では、どういった分別形態にするのかといったこととか、それから収集の体制、それと一番問題になってまいりますのは設置の場所でございます。いろいろ交通アクセス、水道等、それから排水の問題等もございますが、そういったものも踏まえながら、どこに設置するのが一番理想的であるかといった中間報告を受けまして、現在、エコドームの設置場所、あるいはエコドームの管理、その他、附属施設についてはどういったものが適切かといったことにつきまして協議を行い、過日の文教厚生委員会の方でもそういった構想についてもお示しをさせていただいたところでございます。

続きまして、進捗状況といいますが、会議の情報公開でございます。こちらの方につきましても、議員申されますように、今後も議会の議会運営委員会、あるいは常任委員会等を初め、それぞれ関係のある会合等につきましては、決定された事項、あるいは

進捗状況等については逐次情報提供させていただくといったことで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それと、従来の廃棄物減量等推進員の方の選出についての見直しをする考えはないのかということでございますが、今回、この垂井町廃棄物減量等推進協議会の中に、改めて現在の廃棄物減量等推進員の方を加えさせていただきましたが、やはりそれぞれ実際活動におきまして、いろんな諸問題を発言していただきまして、この廃棄物減量等推進員等の活動につきましても来年度は見直しをしていかなければならないという考え方を持っております。現在、この推進につきましましては、設置根拠は規則等で持っておりますわけでございますが、選出につきましては、それぞれ自治会、連合自治会の会長さんにお願いをしておりますのでございます。それで、この廃棄物減量等推進員の選出につきましても、今は二つの自治会でお一人という選出の方法でございます。非常に現在の時点におきましては活動の範囲に制限があると。非常に活動がしにくいという実態が赤裸々に発言をされるといった経緯がございまして、今、この廃棄物減量等推進員の選出につきましましては、各単位自治会をベースとして選出をしていただき、活動しやすいような体制に持つていくように、今、連合自治会連絡協議会の方と協議をさせていただく中で、来年度見直しについて進めてまいりたいというふうに考えております。実際に連合自治会の連絡協議会の方にもお話をさせていただいておる経過がございますので、この点につきましてもよろしく御理解をいただきたいと思います。

それと、エコドーム関係の三点目でございますが、今まで活動していた団体でございますが、そういった団体の方を取り入れながら、少しでも早く住民運動を繰り広げていけないかということでございますが、冒頭から申しておりますように、垂井町廃棄物減量等推進協議会の組織のメンバー構成を大きく変えさせていたにつきまして、今なお、いろんな方々からの意見を取り入れる中で、どういった形で今後住民運動を展開していくのが望ましいかというところを検討しているところでございます。

いずれにしても、このエコドーム、(仮称)リサイクルセンターと今は称して言っているわけでございますが、こちらの設置が今後、この住民運動、今まさしく住民自治基本条例の策定途中でございますして、住民との協働、ごみ減量についてのコラボレーション化を図って、住民運動に広げていくためには有効な施設であるというふうに考えております。一つの起爆剤になるということから、ぜひひとつ来年度、住民の皆さんの御理解が得られる中で建設に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

それと、三番目の、生存権の保障と町が掲げる「やさしさ行政」についての医療難民の部分でございますが、医療難民という概念でございますが、非常に難しいところでございまして、端的に申し上げますと、医学的管理が必要でございますが、受け入れる病院がないといった方々を「医療難民」と総称して呼んでおられるようにございます。おかげさまと垂井町には町内に医療機関が多数ございますし、それから、近隣市町におきまして、医療機関たる社会資源もかなり設置されておりまして、垂井町は医療とい

う部分につきましては非常に恵まれておるといった感じがございません。

そういったことから、医療費の方も若干他の市町村に比べて増加傾向にあるわけでございますが、しかしながら、こういった観点で申しますと、医療難民の現状につきましては、数値的には把握しておりませんが、医療難民については現在のところ皆無であるというふうな認識を持っておりますので、御理解をいただきましたと存じます。

以上、私の方からの御回答とさせていただきます。よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

議長(衣斐弘修君) 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長(三浦高雄君) 産業課からは、大きな三点目の御質問の派遣切りによる失業者の現状についてお答えをいたします。

昨年来の経済危機は一連の景気対策によって底を打ち、生産をもち直している傾向にあるなど、明るい兆しはあるところでございますが、雇用・失業情勢は遅行指標、いわゆる景気の変動よりおくれで動く傾向のある指標であり、今後、製造業界に新たな求人として反映されるまでには時間を要し、しばらくは就職が難しい状況が続く、失業の長期化が懸念されているところでございます。

六月定例会の折にも申し上げましたとおり、失業者の実情はなかなかつかみ切れないところでございますが、現状のバロメーターともなりますのが完全失業率であり、全国における七月時は五・七%、有効求人倍率は〇・四二%と、いずれも過去最悪の水

準でございます。

また、岐阜県における七月時の有効求人倍率は〇・四五%、昨年同月は一・一二%でございます。

身近なところでは、ハローワーク大垣による管内の有効求人倍率でございます。七月末の管内の求職者数は九千百十九人で、それに対する有効求人数は三千五百八人、有効求人倍率は〇・三八、前月、六月と比べ〇・〇二ポイント上昇しておりますが、本年一月では〇・六〇であり、以後、非常に厳しい景況環境が続いているところでございます。

次に、雇用保険の給付状況で見ますと、一月は一千六百九十一人であったのが、七月の給付状況は三千二百九十四人という数字が出ております。

では、垂井町におけるバロメーターとなりますと、役場玄關の入ったところに備えつけ、掲示しておりますハローワーク大垣発行の週刊「求人情報」のコピーの持ち帰り数でございます。このような求人情報を玄關に掲示しております。数字的に見ますと、一月は一日当たり六・七枚であったのが、二月に入りますと十二・六枚、三月一三・六枚、四月一・九枚、五月一〇・四枚、六月一二・九枚、七月一・一枚、八月一〇・六枚、九月は、昨日現在一一・七枚で、いずれもコピーの持ち帰りが無い日はなく、相変わらず厳しい状況であることをうかがい知ることができません。また、町の単独施策として行っております離職者支援交付金の支払いも、二十年度は六件でございましたが、本年は既に十一件の支払いがあったところでございます。

これら離職者等への支援策といたしましては、先ほど町長の方

も答弁申しましたが、町では窓口相談を初め、生活支援資金、住宅支援、就職支援、また緊急雇用創出事業による離職者の直接雇用に注力してきたところでございますが、引き続きこれら制度の充実を図ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 十二番議員の御質問のうち、最後の一点目の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

介護難民の現状はということでございますけれども、一般的に「介護難民」という言葉が使われておりますのは、医療制度改革の一環で、介護療養病床の廃止、医療療養病床の削減と、平成二十三年度末までに療養病床が大幅に削減されるために、振りかえ先となる施設での受け入れが不十分となり、受け入れできない方を指しているようでありますけれども、町内におきましては介護療養病床の利用はありませんので、現状ではお尋ねのような方はお見えにならないというふうに認識をしております。

介護保険につきましては、今年度から第四期介護保険事業計画により適正な給付に努め、サービスの質の確保、向上に努めているところでございますが、実態に即したサービス提供により、適切な給付がなされていることと認識しているところでございます。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 御回答ありがとうございます。再質問をいたします。

まず公共下水道事業についてですが、三つほどですね。やっぱり心配したとおり、実際に設置されたところでも、宅内配管まで含めて利用されている部分がまだまだ少ないといましようか、七、八十%もあるならまだしも、今聞きますと五九・二%ですか。大変ですね。そういう問題もあります。この辺は今後どうするかということ、負担を軽くするというわけにもいかん。前からのあれがありますから、だとすれば、どういう事情なのか、そういうところを調査しながら、普及に努めていただきたいというふうに。これは要望なんですけれども。

ただ、合併処理浄化槽を助成を受けて設置したところについても、下水道法十条で、今、軟化したというふうに聞きましたけれども、結論でいいますと、いわゆる下水道法の十条でつなぐというふうになっておるわけです。でも、合併処理浄化槽の助成を受けたところで、つないでいない、あるいはつなげないということもある。たくさんのお金を使って合併処理浄化槽をつくられたわけですから、経済的につなげないという理由はあんまりないと思います。じゃあ、つないでいないところはどのくらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、見直しの中で、議会も含めて特別委員会をつくるということですから、一面では安心したというのか、私たちも責任を持ってやらなきゃならんというふうに自覚をしておりますが、一昨日、自治基本条例の意見交換会を策定委員会でやっておられますが、大変精力的にやっておられまして感心するんですが、その中で、岩手地区で、たくさんの人といましようか、出席された方から異口同音にと言ってもいいような状況で、合併処理浄化

槽でもいいが、そういうのを早く何とかならんかというような問題を出されました。見直しの段階でこれをやることだと思いが、一日も早く、余裕のあるところ、あるいはそういうことを望まれる方にはどんどん助成をしながら実施をしてもらおうということが必要やと思いますが、別に岩手地区でなくて、ほかもそうです。そういう実態を見ながら見直しをする必要があると思いますね。その辺はどういうふうに考えてみえるのか。特に岩手地区の要望は強いようです。もちろん傾斜もたくさんありますし、水がきれいなところで、川下に汚水を流しては申しわけないという気持ちもあるでしょう。ですから、一日も早くと思いますが、岩手地区に対する対策もぜひ考えてもらいたい。要望が強いわけですから、見直しをするという悠長な話ではないというふうには私思います。いかがでしょうか。

下水道事業についてはいろいろありますが、特に突出した形、今すぐにもというものは岩手地区の問題ですから、ぜひ御回答願いたいと思います。

二つ目のエコドーム建設の話についてですが、いわゆる建設のための検討委員会はないけれども、先ほどの御答弁で、廃棄物減量等推進協議会の中に、減量等推進員の代表の方が二名でしたか、あるいは自治会の代表、充て職はだんだん少なくなっているなあと、感心するというよりも、ああ、なるほど、垂井町も変わってきたなあとというふうに思いますけれども、本日に協議会とか審議会というのは、ちょっと横へそれますが、協議会、審議会は充て職が多くて、いわゆる行政の追認をするところだということに私は思っておったんですが、最近はそのようなことでないよう

になりつつありますので、大変うれしいことですが、その典型がこの協議会だと思えます。協議会の中で運営調査をしながら、さらに、先ほどおっしゃいましたNPOにも依頼をして調査をするとかということを含めて、このエコドームを中心に建設方向が打ち出されておるようですけれども、町長もあと一年半ですが、こういう大事業に渾身の力を込めて当たっていただいて、垂井町のごみ減量の問題だけでなく、環境問題、あるいはごみ減量の問題はすごいぞと。全町民が取り組んでおるぞというふうに言われる、すばらしい運動を展開できるような状況をつくってほしいと思えます。

その起爆剤といえましょうか、中心になるのがエコドーム、あるいはリサイクルセンターだと思えますが、もしこの問題について少し見通しがあるなら、全員協議会に回してくれということなら、それはそれでいいんですけれども、でも、こういう場ですから、ぜひというふうに思います。

いわゆる協議会がNPOなんかの団体と協力しながら、新しい方向を見出していこうとしているその方向に私は大変賛意を表するだけでなく、うれしい思いであります。ぜひその方向でと思います。

もう一つ、細かい話ですけども、先ほど廃棄物減量等推進員の話が出ました。今、三十九名ですが、その中の二人がこの協議会に参加しておられて、そこからどんな有用な意見が出されているということを聞きましたが、実際に本当に末端までごみの収集や減量のための運動を具体的に進めるためには、先ほどおっしゃいました各自治会に一人ぐらいというと、百三十六人になりま

すが、膨大な数ですけれども、そういう委員を選出していく必要があると思えますが、きのうの自治基本条例の意見交換会の際にも出ました。東地区の連合自治会長さんから、そういうふうに言われても本当に困るといふふうに言われました。案は立派ですが、実際に百三十六名の各自治会から推進員を選ぼうとすると大変なことになります。それまでに、そういうことのために地ならしといえましょうか、ウオーミングアップといえましょうか、本当に必要なんだなあということをお自治会の皆さんにもわかってもらって、じゃあ、そういう代表を出そうやというふうにならんとこの問題は先へ進まないと思えますが、そういう選び方については何か工夫があるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

最後の生存権の保障と町が掲げる「やさしさ行政」についてですが、私の感想も含めてですが、数字を述べることはいいでしょう。例えば失業の問題でも、非常に状況がさらに悪くなっている。雇用保険の例でいいますと、一月が千六百九十一人だったのが、七月には三千二百九十四人にもなっているというふうな、非常に状況が厳しいと。私は、数字を並べてどうやと、パーセントがどうかということだけでなく、その裏にある恐ろしさ、もつと言えば厳しさ、悲しさと言ってもいいでしょう。それを肌身に感じられるような行政は難しいけど、どうしたらいいのか、そこが垂井町が持つ優しさを本当に実現する道だと思えます。職員だけでなく、先ほどおっしゃったように民生委員も含めて、地域でも考えなきゃなりません、この非常な状況の中で、生活を破壊されているような人たちをどう救っていくかということも含めて、自分の問題として考えられるような、そういう体制をどうやって

つくつたらいいのか。行政だけに任せることはもちろんできません。私も本当に難しいなあと思いつながら考えているところですが、ぜひいい知恵があったらと思います。お願いします。

議長（衣斐弘修君） 下水道課長小林徹雄君。

〔下水道課長小林徹雄君登壇〕

下水道課長（小林徹雄君） 十二番議員の再質問にお答えさせていただきます。

設置された宅内配管の設置数は御報告させていただきましたけれども、未接続はどうなっておるかということで、公共ますの設置数が三千二百八十八でございます。接続数が千九百四十六ですから、千三百四十二戸がまだ未接続というような形でございます。これは十四年度から供用開始させていただきました。十四年度に供用されてみえる方につきましては八〇%を超えておるといふような状況でございます。今後におきましても、公共下水道の方の接続に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

あと、合併浄化槽の関係でございます。合併浄化槽の補助制度は、今、住民課の方でそういう補助等を行っております。申請等も行っておりますけれども、この合併浄化槽の補助の対象となる区域というのは公共下水道の認可区域以外でございますから、岩手地区はその部類に入ります。大いに合併浄化槽を御利用いただいで、水質の浄化に向けていただきたいと思います。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

岩手地区の合併浄化槽の話がありましたけれども、まさに今、全体の見直しの中でという形になっていきます。その地区だけを取り出して、先に云々という話ではなくて、やはり全体の中の整備という形になってきますので、そこら辺、なるべく早く見直しをかけていきたいと思えますけれども、そういう形で、岩手地区だけを取り上げて、今、見直していくということではなくて、垂井町全体として下水道事業をどうするか。先ほど言いましたように、議員の皆さんを交えながら、もちろん先ほど私、言い落しましたけれども、情報の公開とか、共有という部分、住民の皆さんにお知らせする部分というのはしっかりと出しながらという前提が一つのお話であります。

それから、エコドームにつきましては、先ほど申しましたけれども、ごみ手数料の値上げの折、昨年からずつと回らせていただいた折に、やはりごみというか、資源の再利用という部分で一つの象徴的な建物という意味合いで考えております。これの建築に向けて、今、町有地等を中心に、いろいろ候補地を絞っておるところでございます。また、改めて別の機会に御説明をさせていただきます。また、改めて別の機会に御説明をさせていただきます。よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

それから最後に、数字にあらわれない生存権に関するお話というのございました。まさに生身の人間に対応していくわけでありますので、職員にかかるストレスも大変なものがありませんけれども、それに耐えて職員は一生懸命頑張っております。そのと

ころをぜひ御理解いただきたいと思ひますし、やはり支え合う社会というのは、お互いが支え合うわけでありますけれども、支える方もしつかりしていないといけない。ただ単にもたれかかるだけでは何ともならない。やはり少しでも自立していく方向を目指して、こういった社会を築いていかないと共倒れになってしまう。そういったことも踏まえて、やはりお互いがしつかりと支え合う社会というものをどう築いていくかということが大事かと思ひておりますので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 十二番議員の再質問の中で、廃棄物減量等推進員の方々の選出の具体的な方法といった観点の御質問でございますが、ごみの減量化問題、まさしくこれは今後、行政だけの問題ではなく、住民とともに、どちらかという住民主体で取り組まなければいけない問題かなというふうに私も認識している部分がございます。廃棄物減量等推進員の方々が地域にたくさんおられればおられるほど、こういった住民運動が展開されていくものというふうに認識しております。廃棄物減量等推進員につきましては、この設置根拠は垂井町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中にございまして、廃棄物の適正な処理と熱意がある方というふうな、非常に漠然とした表現の仕方ではございますが、先ほど答弁をいたしました。既に連合自治会連絡協議会の会合の場におきましても、各連合自治会の会長さん方には、来年度から推進員の選出方法につきましては自治会単位で見直しを図っていくことについて

ではおおむね了解を得ているわけですが、ただ、一、二の地区におきましては過去からの慣例がございまして、先ほど十二番議員が申されたように、その選出について若干難色を示されるような部分があるかと思ひます。いずれにしましても、そういった自治会の会長さんにつきましては、今後この選出につきまして、今後ごみ減量について多大な活動をしていただくというふうに認識しておりますので、そのあたりについても、ぜひひとつ町の方針に即して、各自治会ごとに選出をしていただくような形の中で、具体的な活動方法等を示させていただきまして、それぞれ自治会長さんとは改めて協議をさせていただかなければならないというふうを考えておりますので、そういったことでひとつ御理解いただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後一時十五分といたします。（午後零時一分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時十五分）

引き続き一般質問を行います。八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従ひ質問させていただきます。

先ほどの同僚議員の質問と重なる部分もございしますが、あらかじめお断りして、質問させていただきます。

まず初めに、町民の健康を守る施策として、新型インフルエンザ対策についてお伺いします。

今、新型インフルエンザの感染が急速に拡大している中、つい

に死亡者が十二人となりました。厚生労働省は、八月十九日、本格的な流行が始まったと宣言。全国的に感染は広がり、糖尿病などの持病を持つ死亡例や重症例の報告が相次ぎ、一方、入院例では健康な人や未成年などの患者が大半を占めることが改めて確認され、厚生労働省は「だれもが重症化のリスクを持つ」と警告しております。

九月九日、厚生労働省は、学校や医療・福祉施設などで確認された新型コロナウイルス感染症の発生件数は、八月三十一日から九月六日までの一週間で二千三百十八件に上り、前の週の千四百二件の約一・六倍と発表。休校や休業は七百十九件とのこと。

岐阜県インフルエンザ対策本部事務局によると、九月十一日現在までの県内の新型コロナウイルス感染者数は八百八十八人（疑い例を含む）となっております。当町におきましても、八月二十五日、新型コロナウイルスの疑いがある患者が確認されましたが、現場では関係各機関との緊密な連携のもと、町内体制を整え、いち早く対応に当たり、拡大を防ぐことができたことに対して評価するところでございます。今後も町民に正確な情報を提供していくことが大変に重要と考えます。

厚生労働省は、今月下旬から十月上旬に発症のピークを迎えるおそれがあり、国民の二〇％が罹患した場合、ピーク時には一日当たり七十六万二千人が発症すると推計しております。新型コロナウイルスエンザは小児や青少年に患者が多いため、学校での対策も極めて重要とのこと。また、ぜんそくや糖尿病などの持病がある人や妊婦らは重症化しやすいので、特に注意が必要だと言われています。

しかし、個人レベルの防御には限界があり、それだけに行政の対応はもちろん、職場でのマニュアルづくりとその実行も大きな社会的責任となります。既にどこで、だれが発生してもおかしくない状況であり、患者の急増に対応できる医療機関や関係者の緊密な連携による迅速な体制整備が必要です。

幸いにも政府の専門諮問委員会から、今回の新型コロナウイルスは弱毒性で、感染力や病原性など、季節性と大きく変わらないとの報告もあります。感染者が発生した場合に、学校や企業の活動自粛を定めている政府の行動計画を弾力的に運用することや、患者の自宅療法などの検討についてはいかがお考えでしょうか。

また、考えられるのは、町内流行となると、保育所や福祉施設などの休業に伴う損失の補償なども考えられます。

新型コロナウイルスが国内で発生した当初、国は感染拡大を防ぐため、発熱外来を設けて、特別な病気として治療する方針をとりました。しかし、厚生労働省は、六月十九日、新型コロナウイルス対策の運用指針を改定し、一般診療に変更、多くの人が受診しやすくなった一方で、持病で免疫力の弱まった高齢者や妊婦、乳幼児らの高リスク者への対応が課題になってまいりました。新学期も始まり、これから冬にかけて集団感染の拡大が懸念され、学校現場での対策も急がれます。また、地域における集団感染をいかに早く察知するかが感染拡大を抑える急所であり、監視体制のより一層の強化が望まれるところでございます。

いつ変化するかもしれない新型コロナウイルスに対して、これから秋にかけ各地域ではいろいろな行事が行われます。各地区運動会や文化祭など中止するかどうか、だれが指示をし、判断決定

の取り決めを下し、どこが責任を持つかなど、その際、町とのかかりは、どのようにかわるかなどの問題が浮かび上がってまいります。今までの縦の連携はしっかりしていても、横の連携などが今後の課題と思われれます。

そこで、地域の関係者が集まってネットワークをつくり、一体的地域の対応としての連絡体制の啓発活動など、いざというときのための連絡体制を考えてはいかがなものでしょうか。

本格的な流行が予想より早く始まった新型インフルエンザに甘い予見は通用しません。感染の早期発見や急拡大の防止に自治体などのように取り組まれるのか、想定外をなくし、冷静な対応が求められております。今後予想される第二波に対する危機管理対策と予防などの対応はどのように考えておられるのか。以下、五項目について伺います。

一、我が町における国・県や医療機関と連携した情報共有や機動的連携体制について。

二、重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児など、高リスク者の対策について。

三、高齢者の多い介護・福祉施設での集団感染を防ぐ対策について。

四、学校現場、保育現場での予防策や流行が起きた際の対応について。

五、基本的予防のための町民、地域、関係機関などの一体的連絡体制の啓発活動について、お考えをお聞かせください。

大きい第二点です。ごみ減量行政について伺います。

これまでごみ減量に関しては何度か取り上げさせていただきま

したが、再び質問させていただきます。

と申しますのも、住民の方から、昨年、各地区対象にごみに関する件で説明会など頻繁に行われたが、最近は特に聞きませんが、どのようなったのですかと尋ねられました。

昨年は垂井町のごみの減量について、多くの住民の方に意識を持っていただけたと感じているのは私一人だけではないと思っております。多くの税金を使って有料にするだけでなく、今後住民の皆様が御理解をいただきながら、少しでも減量に対する取り組みをしていくことこそが最も大事な対策となると思います。

これまで当町では、住民課長を初め、環境衛生係や諸先輩の関係各氏において、ごみ減量にさまざま取り組みをいただいていることに敬意を表します。平成十七年五月より一枚八円のごみ袋が十円になったときは可燃ごみが少し減少しましたが、年々ふえ続けております。この機会を通じて、しっかりと原因を究明しない限り、ごみ減量への問題解決はできないものと考えます。

環境問題の中でも、自治体にとって最も大きな課題の一つは生ごみの処理であります。町民の中には、分別を徹底して、水分を含んだものは一切可燃ごみに出さない人や、家庭内で生ごみ処理機や段ボールコンポストを利用して、あるいは水分を乾燥させて、紙ごみは資源に出し、最小限に抑えている家庭もございます。そのような家庭には、今、目に見える評価はありません。今まで生ごみを焼却させたり、乾燥させたりということに税金をつぎ込んでいた分、一生懸命減量した人に還元して、社会的な利益を最大化していき、環境目的だけでなく、場合によっては福祉や子育て支援にも応用ができる、そのようなものを生み出していくべきで

はないかと考えます。

生ごみの堆肥化、ごみの資源の分別など、地域を挙げての運動をさらにこれから広げていくためには、もう一押し、二押しのごみ全町挙げたバックアップが必要となります。ごみの減量だけを考えれば、単純な重量制で、金額の値上げだけで手間もかからず、最もコストがかからない効果的な方法であり、ごみの量は確かに減量します。中には、一時的に有料化の効果はあつたけれども、もとに戻ってしまったところ、またあまり効果がなかつたという自治体もあります。それをもって有料化しても効果がないという人もございます。しかし、制度の中身をちゃんと見なければいけないと思います。制度と地域性とがうまく機能していないところは成功していません。しかし、多くの自治体では減量自体に効果が上がっております。

垂井町第五次総合計画には、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成しますという快適環境都市を掲げておられます。平成二十四年目標に、住民一人当たりの不燃ごみ排出量は一日八百グラム、ごみのリサイクル率五%と掲載されており、それには住民の方々に具体的に情報公開し、示していくことも大事なことであると思います。当町の将来予測を前提にして、収集、処理体制の整備を図るとともに、新計画はごみ減量化を目指し、町民、事業者も含めた具体的な取り組みをしていく必要があります。

さらに、クリーンセンターもあと数年になると建てかえなければなりません。当町は、まず中・長期的には、ごみを生産させない方向を目指していくのか。これは当面の課題を聞いているので

はございません。ごみを燃やし続けていけば、当然それに対する焼却炉の負担はつきまとうてきます。それでも焼却したり、埋め立てしたりということに依存していくのかという基本的な考え方、ビジョンのもとで行動する計画が必要だと思えます。当町においても、ごみの減量化、資源化がどのように進んでいるのか、ごみの収集量、それに伴う経費など、常にチェックし、町民に情報を伝え、協力を願うべきであると思えます。また、ごみの減量化、資源化の数値目標を掲げ、その達成度を知りつつ、改革をしていくことも行政の大きな役割でございます。

私、ここでエコドームとクリーンセンターのことを質問させていただきたいと思っておりますが、先ほどの御答弁で前向きに考えていきたいと申されておりましたので、改めて、建設に対して積極的な対応を要望したいと思っております。

いよいよ十月からごみ袋が十円から五十円に値上がりいたします。住民の方々に御協力を願うわけですので、丁寧な対応が必要だと思えます。先般、住民の方から問い合わせがあり、シール、ごみ袋の実物の件、どこで買うかなどのお声を聞きました。住民の中には、まだあまり詳しいことがわからない方もお見えます。今までと違う新しいことの始まりは何回も徹底していくことが求められます。再度の住民の方への周知徹底がいま一度なされるよう対策を考えてはいかがでしょうか。

また、今後の将来計画としての基金の積み立てなど考えておられるのか、以下五項目についてお伺いします。

- 一、当町の今後におけるごみ行政の新行動計画の作成について。
- 二、町民への共有のための情報提供について。

三、今後の基金計画について。

四としては、エコドーム、クリーンセンターなどのことでございます。

五としては、十月からの新しいごみ袋、シールなどの住民への周知徹底について。

以上、ごみ行政に対して、今後どのように取り組まれていくのか、お考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 八番議員の御質問の一点目であります。新型コロナウイルス対策につきまして、お答えをさせていただきます。

お話のように、新型コロナウイルスにつきましては国民の大多数に免疫がないことから、今後、秋冬に向けて季節性のインフルエンザを大きく上回る感染者が発生し、深刻な影響を与えるおそれがあると懸念されております。

議員お話のように、今月下旬から十月上旬に一日当たり七十六万二千人ということで国の方が想定をしております。これは五人に一人が発症という数でございます。

先月、二十五日に厚生労働省の方から関係省令の改正があり、医師から保健所への届け出が必要なくなり、集団発生を確認するためのPCR検査、遺伝子検査であります。それについては原則実施されないことになりました。これを受けまして、県におきましても、簡易検査の九七％が新型コロナウイルスと想定されている状況から、八月二十八日以降、PCR検査は原則実施しない

こととされたところであります。

そこで、最初の御質問の関連機関との連携体制についてでありますけれども、本町の新型コロナウイルス対策本部会議におきましても、国及び県の情報把握はもちろんです。集団発生した場合の対応方法や連絡方法手順書などにより、今後に備えた体制のあり方を共有しているところでございます。また、不破郡医師会とも緊密な連携をとつてまいりたいと思っております。

次に、高リスクの方への対策についてですが、国は高リスク者が感染により重症化した場合には、専門性の高い集中治療が必要となる可能性が高いため、重症者の専門治療を行える医療機関の把握と速やかな搬送、受け入れ体制の確保について、状況、支援体制の把握調査を行っているところであります。

また、ワクチン接種につきましては、確保できるワクチンの量が限られており、一定量が順次供給されることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを第一優先的に、接種する対象者を、インフルエンザ患者の診察に従事する医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する方、一歳から就学前の小児、一歳未満の小児の両親とし、その他、小学生、中学生、高校生、基礎疾患がない高齢者につきましても優先的に接種することが望ましいとして

いるところであります。

次に、施設での集団感染防止についてであります。県では大規模な集団発生の未然防止の観点から、集団発生の短所となる事例の把握を行うため、七日間に二人以上の発症の疑いがあった場合に、社会福祉施設等の施設長から保健所に連絡し、集団に対し、速やかに具体的な感染防止策を講じるよう指導があるところであ

りますが、施設等で発生した場合には、感染者及び感染が疑われる者は個室にて療養させ、濃厚接触した職員については一週間健康観察を行い、他の職員についてはマスクを着用して業務に当たるとともに、手洗い、うがい、せきエチケットの徹底などを進め、感染拡大防止に努めるとともに、関係機関と連携して対応してまいります。

また、保育現場におきましては、消毒液、小児用マスクを常備し、手洗い、せきエチケットの徹底、うがい等を進め、感染予防に努めているところでありますが、集団発生が疑われる場合には、園単位で休業措置を決定してまいります。

最後に、連絡体制の啓発活動についてであります。五月と八月に予防と発生についてのチラシの配布、ホームページへの掲載を行い、感染予防につきまして周知をしたところでございます。基本的な予防対策として、マスクの着用、手洗い、うがい、十分な栄養と睡眠、また特別な事情がない限り、人込みを避けることや、加湿器などで室内の適度な環境を保つことなども必要なこととしてお知らせしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、県や自治会、医師会など、関係機関との連携をとりながら、町民の安全・安心のために取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長興慈善君。

〔学校教育課長興慈善君登壇〕

学校教育課長（興慈善君） 八番議員の御質問の中で、いわゆる新型インフルエンザに係る学校現場の予防策や流行が起きた際の

取り組みについて、私どもの方からお答えをしたいと思っております。初めに、予防策でございますけれども、各幼稚園、各学校では、大きく五つの点について徹底して指導しております。

一点目は、丁寧な手洗いと消毒、うがいの励行です。特に食事前、トイレの使用後、運動後に確実に行うよう指導をしています。二点目は、せきエチケットを守ることです。せきやくしやみが出るときはマスクをするよう指導しています。マスクを使用することでウイルスが体の中に入ることを防ぐ効果と、感染してしまった人が着用することで、人への感染を防ぐことを繰り返し語っております。

三点目は、毎朝健康観察をすることです。各学級ごとに毎朝の会での発熱、せき、嘔吐、痛み等の症状の有無を確認することを行っております。

四点目は、換気の徹底を図ることです。気持ちよい環境の中で学習する意味を語りながら、換気の大切さを指導しています。

五点目は、できる限り外出を避けることです。町から配布された「新型インフルエンザ予防のために」というチラシの中にも、最大の防御は外出を控えることとあります。人込みを避けたり、外出を控えたりすることが最大の防御法であることを強調し、指導しているところでございます。

なお、保護者に対しましては、先ほどお伝えしました予防策に加え、体調不良の際には必ず検温をし、熱のある場合は無理して登校せず、マスクをして、早目に医師の診断を受けることを連絡しているところです。

次に、流行が起きた際の取り組みについて説明をいたします。

新型インフルエンザの流行が起きた際、その取り組みにつきましては、次の三点を文書により保護者へ連絡をしたところでございます。

一点目は、インフルエンザが疑われる症状がある場合は、各幼稚園、各学校にすぐ連絡をしていただき、インフルエンザの診断を受けたら、その結果も同じく各幼稚園、学校にすぐ連絡をすることです。

二点目ですが、状況によっては、学校医等の指導を受けて、学級、学年、学校閉鎖や授業の打ち切り措置をする場合があるために、その際は携帯メールや文書にて各幼稚園、学校から連絡をすることとしております。

三点目は、新型インフルエンザに感染した子供が不当な扱いを受けないように、家庭や地域の方々に御協力をいただくことです。なお、原則として、同一学級、または部活動単位等の同一集団で七日以内に同様症状による二名以上の欠席者が発生した場合、速やかに保健所及び学校医と相談し、臨時休業の措置を講じることが県から示されています。町の校長会でもこのことを確認し、共通理解を図っています。したがって、休業の最終判断決定者は幼稚園長であり、校長でございます。

今後、秋から冬にかけて新型インフルエンザの流行が予想されておりますが、これからも正確な情報に基づいて、冷静に判断し、感染防止のために指導を徹底してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 八番議員のごみ減量行政について、五つの項目につきまして御質問いただいておりますことにつきまして、私の方から答弁をさせていただきます。

まず第一点目の、当町の今後におけるごみ行政の新行動計画の作成についてでございます。

このごみ減量につきましては、一朝一夕に減量化が図れるという代物ではございませんで、やはり長年の住民の皆様への情報提供、あるいはそれぞれ個々の長年の取り組みが効果を生んでくるといったように認識しておるわけでございますが、垂井町におきましては、これも先ほど十二番議員の御質問の中でも御答弁させていただきましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中には、それぞれ市町村に一般廃棄物の収集処理体制及び一般廃棄物の排出の抑制のための方針に対する計画の策定義務がなされておりまして、当町におきましてもそういった計画を策定しておるわけでございますが、新たに今後出てまいります一般廃棄物の収集処理及び排出抑制に係ります諸課題に向けての取り組みにつきましては、この計画の見直しの中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、町民への共有のための情報提供でございます。

確かに議員申されますように、昨年十二月から今年一月にかけてまして実施をいたしましたごみ減量化推進説明会、はたまた資料の全戸配布といったことによりまして、ごみの減量化、あるいは資源化に対する住民の方々のごみ減量に対する意識は相当高められたというふうに私自身感じておるところでございます。今後もこのごみ減量、資源化をより一層推進するために、住民の皆さん

方の理解と協力が得られますよう、あらゆる広報媒体を活用させていただきながら、ごみの収集量、ごみの処理に要する経費、収集処理における諸問題、これらにつきまして広く住民の皆さんに機会あることに情報提供してまいりたいと考えております。

次に、三番目の今後の基金計画でございます。

御存じのように、この十月から、家庭から排出されます一般家庭ごみの処理につきましては、手数料を徴収させていただく運びで今進めておるところでございます。このごみ処理手数料につきましての目的は、大きく分けて三つほどございます。

一つは、ごみ減量に係ります住民の皆様方のインセンティブ効果を図るものでございます。ごみ減量に向けての意識効果です。

それと、ごみ処理経費への充当、並びに基金への充当でございます。現在、垂井町には環境衛生施設整備基金を持っております。

こちらの基金への積み立てにつきまして、今後財政局等と連携協議を進めながら、積み立てについて計画的に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それと、エコドーム、先ほど議員申されたのはクリーンセンターの関係、これはよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

はい、わかりました。

続きまして、エコドームの関係でございますが、こちらにつきましては、先ほど来、十二番議員の御質問にもございましたが、今後設置に向けて地元の了解も必要になってくる部分でございます。地元の了解を得ることができましたら、来年度に向けて設置を進める方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ごみ袋、シールなどの住民への周知徹底でございますが、既に「広報たるい」におきましては、四月から、三回から四回ほどにわたりました周知をしているところでございます。

中には、まだわからないといった住民の方も見えになります。

今後さらに、新聞、きょうからはケーブルテレビでも報道がされておりまして、今後機会をとらえながら、会議等で周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 先ほどは詳しい御答弁、大変にありがとうございました。ございました。

再質問させていただきます。

先ほど申し上げましたけれども、新型インフルエンザが蔓延したとき、いつ、だれがかかっても不思議ではありません。

そこで、職員が発症した場合の職員の勤務体制及び業務体制について、どのような対策を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

それと、学校現場においてはマスクの備蓄とか、あるいは体温計とか、耳ではかって体温がさつとわかるものがあるそうですけれども、そういう備蓄はなさっていらっしやるのかどうか、そのこともあわせてお伺いしたいと思います。

次に、先ほどのごみのことなんですけれども、今回、ごみ袋の値上がりに対して、いろんなことを耳にいたしております。その

中で、特に一つお願いしたいというか、お隣の大垣市では出生届を提出したときに新生児用のごみのシールを五十枚出されるというふうな、これ本当に若い方にとっては大変、紙おむつ用とか、そういう部分ですごくお金がかかるということをお耳にいたしておりますけれども、そういうふうな部分に対してのことと、それとまた、自宅介護なさっている御家庭とか、あるいは身障者の寝たきりの方とか、そういう方の御配慮というのはどのようにお考えなのかなというふうなこともお伺いしたいと思います。

それともう一点、先ほどの住民への周知徹底、確かにケーブルテレビとか、あるいはまた新聞等で出されるといふふうな、値上げに對することは先ほども御答弁ございましたけれども、ごみステーションの中に掲示板がありますよね。全部が全部あるわけじゃないかもしれませんけれども、この掲示板を利用して、そこに詳しいことを提示するというんですか、そのようなことも考えられるんじゃないかなというふうな思いがいたしますけれども、以上、お伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 八番議員の再質問にお答えをさせていただきますますが、インフルエンザ関係で、いわゆる役場の中で発症した場合の体制、対応、こういったことのお尋ねだと思っておりますけれども、いずれにいたしましても新型インフルエンザ、非常な脅威でもって蔓延しているという実態でございます。

そこで、私も役場職員といえますか、役場で発症いたしますと、場合によっては一部業務が停止するというぐらいの非常に大

きな問題になるうかと思っております。そういった面で、役場といたしますのは多くの住民の方が出入りされるところだということ、その発生源になったという形になりますと、これはとんでもない話になるわけでございます。そういった危険性も現在ではらんでいる状態だと認識いたしております。

そこで、先般の九月の初めにもインフルエンザ対策本部会議で再確認をしたところでございますけれども、まず職員一人ひとりが危機意識を自覚して、自己管理を徹底することでございます。自己管理といえますのは、今までですと、ややもすると体調不良、あるいは多少の発熱等であると、頑張つて仕事に出ようというふうなことでしたけれども、そういったことはこのインフルエンザでは通用いたしませんので、体調不良、あるいは発熱があつた場合は速やかに休んでいただく。自宅でもつてその経過を見ていただく、あるいは医療機関にかかつて、その状況をしっかりと把握していただくということです。不幸にして感染、あるいは感染が疑われるような状態になりましたらば、完全に自宅待機、あるいは医療機関へというような形になります。そういったことによつて、他の職員への罹患を防ぐということが非常に重要になつてこようかと思っております。

それと、濃厚接触してしまつた職員ですけれども、いわゆる感染した方はしっかりと自宅療養して、その出勤に關しましては、医療機関の証明等をいただいて初めて出勤できるというような対応、体制にしていきたいという考え方であります。

それと、発生した場合、そのフロア等の職員はすべてマスクを着用しながら住民対応させていただくというような形です。

それと、以前からですけれども、マスクは各課、施設に配置してございますし、消毒剤も配置してございます。役場の南北玄関、あるいは職員通用口にもアルコール消毒剤は配置してございます。いずれにいたしましても感染源となることが一番怖いということで、そういったことにならないように、最大限の知恵をもって取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長興慈善君。

〔学校教育課長興慈善君登壇〕

学校教育課長（興慈善君） 八番議員の再度の御質問にお答えをしたいと思います。

学校で体温計とかマスクの備蓄はあるかという御質問でございます。

備蓄はありません。備蓄といっても、どの程度の備蓄かちょっとよくわかりませんが、学校の保健室である程度は持っていますけれども、その程度の備蓄です。

基本的に学校は、家庭の協力を得て、それぞれの体調については自己管理を基本としております。ですから、そういった意味で学校では備蓄をしていないというものでございます。御理解をいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 八番議員の再質問に私の方から御答弁させていただきます。

まず第一点目でございますが、ごみ袋につきまして、新生児の

いらつしやる御家庭、あるいは寝たきりの介護者を介護しておられる介護者への優遇措置といいますが、そういった質問でございますが、確かにこういった方を家族で抱えていらつしやる家庭につきましては、一般の家庭よりはおむつがごみとなって出る量については多くなる傾向にあるということは認識しております。そういったことから、こちらの部分につきましては、今後でございますが、福祉部局でどういった方がいらつしやるかということも把握しながら、前向きな形で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、ごみステーションの掲示板に張ったかどうかということでございますが、こちらにつきましては、町内に四百四十ほどのごみステーションがございますので、すべてにわたって掲示板が配置されているものではございません。したがって、そういったことを踏まえまして、一律にこういった部分について進めていくことは不可能かなということを考えておりますが、いずれにいたしましてもこのごみ袋の周知につきましては、まだ期間もございませんので、周知につきまして鋭意努力させていただきますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 五番広瀬文典君。

〔広瀬文典君登壇〕

五番（広瀬文典君） 冒頭、町長が申されました、県の防災ヘリが墜落し、県職員三名が殉職されました。このことにつきまして、同じ地方行政にかかわる一人といたしまして哀悼の意を表し、謹んでお悔やみを申し上げます。

さて、九月十五日、去年のきょう、アメリカの金融機関の経営

破綻により金融恐慌のあらしが世界じゅうに広まり、我が国を初め、世界経済に大きな打撃を与えたことは皆さんの記憶に新しいと思います。

それから一年、景気もようやく底入れし、我が国の景気の浮揚の兆しも見えかけてきたころ、今度は政局のあらしが吹きまくり、ついに政権交代が実現いたしました。期待と不安が入りまじる中、開催しています九月議会、議長の許可を得ましたので、通告に従い質問を行います。

自治基本条例について、この一点についてのみお伺いをいたします。

垂井町のホームページを開きますと、自治基本条例とは、全国百の自治体において制定され、自治体の最高法規として位置づけられていることから、自治体の憲法とも言われています。条例には、住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則、制度などが定められるとともに、町民、議会及び行政の責務、役割等を明確にし、まちづくりのルールについて文書化するものです。条例制定の意義は、まちづくりは議会や行政に限ったものではありません。地方分権の改革が推進される中、今後ますます地域の特色を生かし、それを生かしたまちづくりが求められています。そのため、町民、議会及び行政がそれぞれの役割に応じて、連携、協力していく責任があり、特に町民の積極的な発言や参加が期待されることから、さらなる住民参加の機会をふやし、みんなの手でまちづくりを進めていくという意思を確立していくためにも、条例の制定が必要となりますと書かれております。

昨年の四月から、町としましては準備を開始し、公募も入れた

策定委員会をスタートさせ、数々の会合が持たれ、現在は地区ごとの意見交換会が開催されております。素案の提言も近いと聞いております。

さて、この条例が制定され、実効性を高めるためには、町民の理解と協力が不可欠であることは言うまでもありません。そのため、策定の前、あるいは策定過程において、町民の皆さんへの意識の啓発、あるいは高揚は当然であります。さらに重要なことは、条例を制定した後、どのように推進するかであります。

町長は、さきの議会で、条例の作成作業を始めるに当たり、決して仏をつくって魂を入れずではなく、仏をつくって、しっかりと魂を入れる形にしたいと述べられています。まさにそのとおりであります。

そこでお尋ねいたします。

まず町長は、この自治基本条例をいつごろまでに制定されたいのか。

次に、この条例が多くの町民に浸透し、根づくために、町長はどのような考えを持っておられるのか。いわゆる魂の形は何か、また推進制度、あるいは仕組み、さらなる意識啓発、あるいは高揚策はどのようなものであるか、お尋ねいたします。

条文内容が定まってからでないとは具体化できないことは多々ありましようが、実効性を高めるための基本的な構想は既に固まっていなければと私は思います。

さらに、視点を変えまして、町民の側から見た場合、この条例により、議会も含めて行政が大きく変わることに期待は高いはず。まず役場がどのように変わるか。条例を生きたものにす

るために、まず役場がお手本を示さなければならぬと思います
が、現状と今後について、町長はどのように見ておられるのか、
お考えをお伺いいたします。

次に、この自治基本条例を推進するための方法として、お尋ね
をいたします。

一つは、まちの憲法とも言われますこの条例の制定、あるいは
公布日を垂井町の記念日に定めてはいかがでしょうか。記念日に
は講演会、あるいはシンポジウム、実践発表などの催し物をした
り、また条例の精神に基づいて、功績の著しいボランティアグル
ープやNPOさん、あるいは企業、そういった団体や個人、また
は地域を表彰するなど、さらにまた共存の実践活動の日とするな
ど、毎年繰り返し行うことにより、意識のさらなる高揚につな
がり、条例がより身近になる一つの策ではないでしょうか。町長の
所見をお伺いいたします。

もう一つは、将来を担う子供たちにも、自分と家族が暮らすま
ち、そのまちづくりに欠かせないこの条例について、それなりに
学ぶことが大切ではないでしょうか。小学校の高学年、中学校で
授業や、また身近な体験活動を通じて学ぶことの意義は大きなも
のがあると思います。これについての教育長のお考えをお伺いし、
質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 五番議員の御質問にお答えをさせていただ
きたいと思えます。

自治基本条例についてでございます。現在、この九月十一日

から、策定委員の皆さんによって各地区での意見交換会が今鋭意
開かれておるところでございますけれども、昨年の六月に策定委
員の方を委嘱し、二年かけて、この自治条例の策定を進めていき
たいというお話をさせていただきました。その折に、自治基本条
例についてどう思っているかというようなお話をさせていただ
いたわけですが、ここでさらいの意味も含めて、少しお話をさせ
ていただきたいと思います。

この自治基本条例が求められる背景といたしまして、私は二つ
のことをお話しさせていただきました。一つには、地方分権が大
きく進められている中で、自治体のみずからの意思、主体性を持
つて、自分たちの思いで魅力あるまちをつくっていく。そのこと
の必要性が強く問われておること。そしてもう一つが、社
会の環境が大きく変わってきたということ。つまりライフスタイ
ル等が個別化、多様化してきて、従来のまちづくり、行政、議会
が中心であったのが、やはり住民を巻き込んだ形で進めていかな
くてはならない、住民の思いをどう、いかに発露を求めていくか
といった大きな二つの流れがある。そういった流れの中で、この
自治基本条例を定めていきたいという思いを申し上げました。

財源的なお話をしますと、先ほども別の質問の中でお話をいた
しましたけれども、国が今、政権が変わって、大きくこれからど
うなっていくか、非常に読みにくい状況になった。また、岐阜県
においても財政が非常に切迫してある状況、毎年三百億円ほどの
赤字が四、五年続くというような状況が言われております。

そういった中であって、我々の持っている自主財源の中でやれ
る事業というのは限られてくる。その中で、じゃあ何を省き、何

を伸ばしていくか。これはやはりもう行政、議会だけの思いではなくて、住民の皆さんの思いというものも出てくると思います。その中で、ある部分我慢というか、すべてが実行できない状況になったときに、何を選択するか。例えば一つの事業を我慢する。その我慢したことによって、別の事業に振りかえていく。その選択、あるいは討論、意見の交換というものは、やはり住民の皆さんが主体的になつてかかわっていたかなければならないんじゃないか。そういった意味において、この自治基本条例の持つ意味というのは、今後ますます大きな意味を持つてくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中において、この制定時期ということでありましてけれども、先般の定例議会でもお話をさせていただきましたが、二年という期限を切っております。これは、特段のトラブルや情勢の変化がない限り、今年度中には何とか策定をしたいなと思っておりますが、今、鋭意進めておる中で、難しいというような話があれば、またそれはその機にに応じて、しっかりと対応していきたい。それにどうしてもこだわるわけはありませんが、先ほどお話がありましたように、仏をつくるという話がありました。まずはやはり形をつくって、これを動かしていくことによって、自治基本条例の持つ意味というのをも理解していただける部分があるのではないかと。一〇〇%完璧な形でスタートするのは確かに理想かもしれませんが、それぞれ手を加えながら、改良しながら、進めていくのも一つの考えかと思えます。

そういった意味において、今まさに進められております地区での意見交換会、いろんな意見、前向きな意見、後ろ向きの意見、

いろいろ出てくるものと思いますが、その条例の中に、住民の方の思い、条例の文言になりますとどうしても抽象的な部分になりますので、なかなか難しいかもわかりませんが、あつ、あそこで意見交換したあのことはこういった条文になってくるのかということがわかっていただければ、それを運用していく中で、自分たちの思いというものが形になって出てくるんじゃないかというふうに思います。

また、今こうして各校区、地区を回っておりますけれども、地域での分権といいますか、そういったことも一つの視野に入ってくる部分があるのではないかなというふうに思っております。

それから、職員の意識ということでございますけれども、いよいよ条例の策定に向かっていくという中で、この九月十日に主幹課長補佐級の職員においてプロジェクトチームを策定いたしました。これはやはり策定委員の方々のお手伝いをする、一緒に考えていくという部分はありますが、やはりプロとしてのアドバイス等も行っていく立場として、やはりプロジェクトを立ち上げていく必要があるという思いで立ち上げたものでございます。

今後、職員はこういった基本条例が動き始めると、自分の意識が変わる、変えないというのにかかわらず、もうそういった動きの中に職員の目が置かれていくことになると思えます。そういった意味で、今、策定に向かって動いておる状況の中で、職員はやはり積極的にこれに参加していくべきだというふうに思っております。今、各地区で意見交換会が行われておりますが、できるだけ職員にも出てほしいというようなお話をしておりますが、それぞれ自分で勉強しておる部分もあるつかというふうに思っております。

ます。

最後に、条例制定日を記念日という御提言がございました。おもしろい意見だなあとというふうに思っています。どういふ記念日になるかというのはまだこれからの話であります。一つの参考意見として考えさせていただけたらありがたいというふうに思っております。

学校の所管につきましては、教育長の方からまた意見があると思いません。

議長（衣斐弘修君） 教育長渡辺眞悟君。

「教育長渡辺眞悟君登壇」

教育長（渡辺眞悟君） 五番議員の御質問についてお答えさせていただきます。

学校において自治基本条例を学ぶことについてでございますが、議員御指摘のように、将来を担う子供たちが、自分たちが住む垂井町の自治基本条例を学ぶことは大変意義のあることだと考えております。その理由を、垂井町の教育の方針と重点、また学校での学習内容の二つからお話をさせていただきます。

一つ目の垂井町の教育指導の方針と重点からでございます。

垂井町の学校教育は、人命と人権尊重の精神を基盤として、夢を描き、ふるさとに誇りと愛着を持った、人間性豊かな児童・生徒を育成するというものでございます。とりわけ豊かな心の育成を目指し、ふるさとに愛着を持つ教育を推進することを重点として位置づけておることでございます。今、骨子が決まりつつあります垂井町の住民自治条例を学ぶことは、ふるさとである垂井に愛着と誇りを持つ、そういうことから意義のあることだと考え

ております。

二つ目に、学校での学習内容についてでございます。

小学校六年生の社会科で私たちの生活と政治、中学校三年社会科公民分野で地方の政治と自治について、学習を行います。その中で、まちの中の公共探し、私たちと地方自治、地方分権と住民参加、地域づくり、まちづくりなどを学んでいます。

今、つくられつつある条例を学習するということは、まさに絶好の題材の一つと考えております。このような学習が公民的分野の目標であります個人と社会のかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養う。それと同時に、社会の諸問題に着目させ、みずから考えようとする態度を育成するということにつながってくると考えております。

幸い今、垂井町の小・中学生では、みずから考え、みずから行動するという観点でさまざまな行動を行っております。例えばでございますが、町内で潤いをもたらす早朝の合唱とか、町内でお祭りに参加させていただきまして、その収益を寄附させていただきます。先日も新聞に載せさせていただきましたが、中学生がペットボトルキャップを集めて、結核ワクチンに変えることを町長さんに提案させていただきましたようなこと、さまざまなことがもう取り組まれております。このような体験的な活動も含めまして、学ばせていければいいというふうに考えております。そのことがふるさと垂井に愛着と誇りを持つ一人ひとりを育成すると考えております。

今後とも御指導いただきまして、進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 五番広瀬文典君。

〔広瀬文典君登壇〕

五番（広瀬文典君） 本当ですと、一発回答で終わろうかと思っておりますけれども、少し心にひっかかるものがありました。再質問という形でお尋ねいたしたいと思います。

先ほど私の方でも、全国で百を超える自治体が自治基本条例を制定し、取り組んでいると聞いておりますが、その自治条例が本当に生きた条例として運用というか、活用されているところもありますし、中には実効性の面において、やや疑問視される自治体もあると聞いております。当然基本条例を策定するに当たっては、各自治体それぞれ非常に熱意に燃えて取り組まれたことと思えますけれども、その後の体制によりまして、やはりその実効性が疑われる、住民に浸透していないというようなことも、それぞれの町民さんから聞いた覚えも持っております。まさに心配するところはそこでありませう。

そういったところにつきまして、これは当然策定にかかわる皆さんもそうですけれども、行政としても、やはりきちつとした形といえますか、それをするんだということをきちつと決めていかないと、あとの意識だけとか、そういったものだけに任せていく場合は非常に不安が残るんじゃないかなと私は思います。

そういった意味で、例えば具体例として考えますと、現在進めて、本当に頑張っていたらどうですか、策定委員さん、策定委員会は今後どのような形になっていくのか。例えば組織として残すんであれば、残してもいいと思いますし、今度、どういった役割を担うようにするのかとか、そういったところももう既にある程

度青写真という形で示す必要があるんじゃないかなと、私はそういうふうに思います。

また、別組織が要るのか、さらに地域ごとに組織を置くのかといった体系的なプランというのも当然今ある程度骨子は固まっていないといけないと思います。冒頭、町長はその策定期間がいつだということは明言されませんでした。しかし、これが三年、四年も先だとは思っていませんし、その間にどんどんと五次総の計画だけが進んでいきますけれども、やはり五次総と早くリンクさせた中で実行していくということが大事だと思います。そういった意味において、いま一度、本当に策定した、いわゆる仏の魂に当たる部分、単に抽象的なものだけじゃなく、どのような形、仕組みといたしますか、体制をとるかということについての町長の決意をしっかりと伺いするとともに、先ほどおもしろい提案だと言われましたけれども、たとえこれ一つにしましても、私は条例等できちつと制定されてやるべきだと思います。それはそれなりにある程度の時間が必要だと思えますし、そういった意味から、今からそういった側面から基本条例を推進、実効性あるためにも、やはり行政側としてしなければならぬことがあるんじゃないかと私は思います。

ちょっと一つ二つ例を申し上げますと、同じ名前の同僚議員がいつも言っております北海道のあるまち、基本条例というのも平成十三年ですか、早い時期に制定しておりますけれども、これは行政が率先垂範して示して、そこから住民を巻き込んで、ぐっと熱意が上がってきたという話を聞いておりますし、もう一つは、福島県の合併をしないまちで有名なまちでございますけど、ここ

もやはり自治条例を制定して進めておりますけど、またこのまちは、制定する以前に、既に協働と、それから役場といいますが、そういったところの意識が、大きく合併しないということに切りかわったということに端を発していると思います。いずれにしても、やはり行政、いわゆる役場がリーダーシップをとるといつたらおかしいかしれませんけれども、やはり率先する、お手を示すというところが大事だと思います。特に情報開示、あるいは説明責任において、住民にどんどん情報を提供する。また、説明責任も、従来の行政用語でなく、わかりやすい言葉で住民に説明していくところから、まずしていく必要があるのではないかと、私はそういうふうに思っております。

先ほどの両町の、効果を上げているといいますが、実効性が高まっているまちは、いずれもそのまちの最高トップのリーダーシップによるところが大変大きいと伺っております。そういったことを踏まえまして、町長の決意をお伺いして、質問いたします。議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 五番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

大きな激励をいただいたというふうに思います。ありがとうございます。

まず策定年度についてですが、私は言ったつもりでございましたが、もう一度、今年度中に策定を目指しております。そういった思いで、今、策定委員会の方々は動いておられるという状況にあります。

また、制定後の運用ですね。今、二セコと矢祭のお話をされましたけれども、矢祭は自治条例があったのか、ちょっと私、はつきり……。

〔発言する者あり〕

あるわけですか。あるということですが、私も二セコは行かせていただきましたが、二セコの場合は、当時の逢坂町長の思いもあつたわけですが、住民の方がやはりかなりきれいにどうか、うまく反応されたという状況があると思います。

矢祭の場合は、まさに行政が合併をしないという選択のもとに、行革を中心に進められていった成果ではないかなというふうに思います。

それぞれ成り立ちが違うわけで、まさに今、垂井がこれからつくろうとする自治基本条例も垂井町ならではのものをつくっていくとするものであります。

そういった中であつて、今、どう意思決定システムを動かしていくのか、あるいはこれからの行政のかかわりはどうなのかというお話でございましたけれども、先ほども言いましたように、もう積極的にかかわっていかざるを得ない。そういう社会の流れの中に我々は生きていくという形になります。ですから、自治基本条例の本質というものをしっかりと理解した上で、住民といかに協働をうまく進めていくか。今まで意思決定をするのに、ややもすると議会中心、行政中心という部分があつたわけでありませけれども、ここに住民を巻き込んだ形での情報公開を進めながら、情報の共有化を進めて、一緒に考えていく。少し時間はかかるかもしれませんが、その結果においては、やはりだれもが納得でき

るまちづくりを進めていけるものではないかなというふうに思っております。

また、策定委員会の方のその後ということでありますけれども、当然に、先ほども少し言いましたが、地域協議会といいますが、地域自治の中の活動というか、これから地域というものが、地域のコミュニティというものが大きく見直されてくる部分にあると思います。今回の策定委員の方々はそれぞれいろんな地域から出ておられますので、一たん策定委員会というのとはなくなつたとしても、今後もかわつていつていただける立場になるんではないかな。あるいはしっかりと勉強していただきましたので、地域の中で、また次のリーダーをつくっていく大事な牽引車になっていく。うまく引き継ぎがされていかなければいけないのではないかと。

また、地域協議会というものはないにしても、条例の中に当然見直しというものがあると思いますので、その見直しの中において、うまくいかない部分をどう訂正していくかということは、絶えずそれは可能なことであろうというふうに思っております。

そういったことを踏まえながら、垂井町らしい自治基本条例というものを策定していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。ありがとうございます。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

町長は、ふだん「安心・安全」という言葉をよく使っておられます。今回の垂井小学校の耐震工事ですが、やはりその安心・安全の一環だと思っております。

私は、公平公正という見地で、この垂井小学校の入札工事について質問させていただきます。

二つ質問がありますが、一つ、垂井小学校耐震工事の建築工事の入札について質問させていただきます。

垂井小学校耐震工事と類似の工事で、平成二十年、昨年ですが、昨年の七月十四日に宮代小学校体育館耐震工事の入札が行われました。このときの予定価格はわかりませんが、入札は三回行われ、二回目のとき、設計金額九千三百四十九万三千円余りに対し、九〇・九六％、八千五百万円が入札されたんですが、これは予定価格よりも高いということでも落札できませんでした。三回目に八千二百九十五万円、これは設計価格に対しまして八八・七二％で落札されました。よって、落札金額は予定価格の約九一％以下というふうになっております。

今回、七月六日に執行されました垂井小学校耐震工事の建築工事の設計金額は三億四千五十六万九千円となっております。落札予定価格は三億二千八百二十五万円、これは入札終了後、すぐに予定価格を聞いたのでありますが、契約できるまでは言えないということ、契約後に聞いた金額であります。率でいいますと、設計金額に対し九六・三四％であります。宮代小学校は九一％弱でありますから、約五ポイント高いわけです。

また、落札価格は三億二千三百四十万円で、予定価格に対して九八・五六％、また設計価格に対しては約九五％、そういう金額

で工事が現在進められております。

そこで、町長に質問いたします。

七月の臨時議会で予定価格は私が決めると。予定価格を決めるときのその率ですが、そのときの経済情勢等を考えて決めると答弁されました。宮代小学校の予定価格九一％以下と、垂井小学校の予定価格、これはすべて設計金額に対してであります。九六・三四％。この約五ポイントの差は経済情勢と何が違ったのかということをお聞きします。

次に、大きく二つ目の質問であります。垂井町消防団の東分団の消防車庫の新築工事についてであります。

木造か鉄骨か、私はよくわかりませんが、多分木造だと思っております。屋根に使用されましたかわらの産地はどこであったのかということをお聞きします。

以上二点、初めの質問に対しましては、聞いておられる方ばかりやすくなるために、予定価格の決め方の基準、宮代小学校と垂井小学校がどう違ったのか。その点に限ってのみ、わかりやすくお答え願えたら幸せと思えます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の御質問にお答えをさせていただきます。思います。

では、最初に、何が違ったのかという部分と、後で入札に関する思いという部分ですね、少し述べさせていただきたいと思えます。

まず、宮代小学校が九一％前後の落札予定価格に対して、垂井

小学校は九六・三四という数字についてですが、基本的に昨年の七月の執行、宮代小学校の体育館ですね。建物がまず独立して全く個別の状況にあったということが上げられると思えます。それから、施工期間が短かったという点。それに比べて、垂井小学校は現在やっておるわけでありまして、子供たちが授業を受けながらやっておる状況。夏休みからかかっておるんですけれども、どうしても工期がかかってしまふ。工期が長い。それと、建物が三棟連続してあるというような状況の中で、難易度といいますが、経費的な部分も当然かかってくるだろうと。それと、その都度入札の価格を検討するわけでありまして、宮代小学校において三回目まで行ったと。要するに落ちるまで何回でもということではなくて、三回という一つの目安があるわけ、入札をしております。ですから、いかに適正価格で落札させるかということも一つの大事なことになると思います。私が値を入れるところか、予定価格を入れるわけでありまして、それに近いところを持つていくかということがあるわけでありまして、三回ということ、ちょっと厳し過ぎたのかなという反省も実は私の中でありました。そういったことも含めて、宮代小学校の体育館と垂井小学校の校舎の耐震の工事においては差をつけたということでございます。

予定価格の設定につきましては、公正に執行手続を行っております。ところでございますけれども、これは入札関係者とは別の人間、つまり町長である私が予定価格設定者となって札を入れます。具体的には、入札執行日の当日に、私が入札案件を確認した上で、設計金額をもとに価格を設定し、直ちに封入し、入札会場で入札

管理者、これは副町長が当たっておるわけでありませうけれども、副町長が開封して、比較して、落札者を決めるといふような形になっております。

こういつた流れの中にあつて、まず価格が漏れたりというようなことは全く考えられないといふふうに思つておりますし、設計金額というのは、実際にはやはりこれをやる、あれをやる、積み上げてきたものの形になります。私が入れます予定価格といふのは、どちらかといふと幾ら値切るかといふか、全体でどれくらいまでトータル落とせるんだらうといふ、設計価格がすべて適正であるといふ認識のもとに、どこまで、その当時の相場とか、経済情勢、あるいは工事の内容、そういったものを勘案しながら、少し切つていくといふような形のもので、予定価格の設定ということになります。ですから、設計価格と予定価格といふのはそういう形にあるわけで、値切りの仕方が何なのかといふことを言われますと、これはやはり、きょうはテレビも入つておりますし、表へ出るわけでありませうので、今後の入札にもいろんな影響が出てくると思ひますので、そういった部分については、一般論では、もちろん今言つたような経済情勢とか、工事の難易度、工期等あるわけでありませうけれども、具体的な数字といふのは、やはりちよつと表に出すのはなかなか難しいところがあるかといふふうに思ひますが、基本的に予定価格の設定の仕方、あるいは垂井小学校、宮代小学校体育館の価格の違いについては、今のような形で御理解をいただけたらといふふうに思ひます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 六番議員の第二点目の東分団車庫の御質問についてお答えいたします。

議員御質問の東分団の消防車庫建設につきましては平成二十年の事業で、ことしの三月に完成したもので、場所といたしましては、東公民館から少し西に行つたところにございます。

この車庫は木造づくりでありまして、屋根に使用したかわらの産地はどこかといふ御質問でございますけれども、三州いぶしがわらを使用しております。よろしくお願ひをいたします。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 再質問させていただきます。

まず初めに、町長から答弁いただきました価格の決め方につきましてですが、工期、それと工事のやりやすさ・やりにくさによつて変わるということを言われましたが、すべて設計価格の中にそれは反映されているはずで、工期は何力月かかるかとか、極端に五力月のやつを二力月でやれとかなれば、それはそれであつた価格は高くなると、そういうふうなこともあります。ちよつと町長の説明されたのには私は納得できません。

つまり設計価格とは何ぞやと。これはもうすべてを反映したのが設計価格である。どれもすべて同じ条件であるというのが設計見積もりであると思ひます。ですから、これはちよつと工期が長くなるからとか、工事がちよつと難しそうだからといふので、割り増しで支払ふ必要はないのではないかといふふうに思ひます。それに対して、町長、御意見があれば御答弁をお願いいたします。それから次に、副町長にお尋ねします。

以前、副町長とお話しさせたもらった折、副町長は談合対策の一環として、一般競争入札を昨年度から実施していると。昨年は三回、今年度は一回執行したというふうに言われました。また、今後ふやしていきたいと言われていましたが、その内容を見てみますと、町内業者限定という条件つき一般競争でありました。メンバーを見ても、すべて同じようなメンバーであり、垂井町内限定の条件つき一般競争入札で談合防止の効果があつたのかどうか。これは、副町長、どういうふうに思っておられるのか、お聞きします。

二番目に、予定価格を公表する地方公共団体が多いと聞き及びます。近辺で私の知っておる限りでは、岐阜県、県庁ですね、それと大垣市が公表しております。垂井町も予定価格を公表すべきではないかと私は思います。なぜなら、建設業者はその予定価格を一番知りたがるわけですね。そこで、一般的な話でいいますと、幹部職員、町長、副町長に予定価格を聞こうとアプローチします。過去に、予定価格を漏らしたことにより町の職員なり、また首長が逮捕されたことも新聞でよくあります。ですから、予定価格を公表するということは、町及び職員を守るためにつくられた制度といっても過言ではないと私は思います。そのとき、副町長は言われました。公開することにより、より談合が進み、予定価格目いっぱい持っていかれると、そのようなことがあり、最近はず定価格を公表しておるところが少し減ったというふうなことも言われましたが、今後の方針として、垂井町は今までどおり予定価格を公表せずに入札を執行するのか、それとも公表されるのか。それについて、これは町長、もしくは副町長にお答え願いたいと思

います。今後、公表する意思があるかないか。

次に、今回の垂井小学校の耐震工事の入札につきましては、入札以前から落札業者が町の中でうわさされておりました。結果、そのとおりの業者が落札いたしました。これについて、町長も耳には入っていたと私は思いますが、このようなケースの場合、予定価格をより厳しく下げればいいと思いますし、また下げなければならぬと思いますが、今回の場合、逆に通常より高い金額、五ポイント以上高い予定金額が設定されました。

再度、町長にお尋ねいたします。今後、どのような対応をされていくかということをお聞きします。

それから、大きく二番目、垂井町には長年かわらを製造されておりました業者の方がおられます。今は幾つの業者の方がかわらを焼いておられるか、私はちよつとわかりませんが、過去に私が垂井町の設計を委託されたときは、かわらは垂井町産のかわらを使用せえと、そういうふうには設計の条件の中に入れたのであります。今聞きましたところによりますと、三州のかわらであると。町長は日ごろ町民の視線で物事を見たいと。見るべきだ、見るつもりだとか言っておられますが、これはその辺の気配りが足らなかつたのではないであろうかというふうに思います。

それと、なぜ今回、垂井町のかわらを使用するように仕様書に書かなかつたのか、その理由をお聞きします。

最後に、六年前に垂井町は一億円の補助金をつけてケーブルテレビに加入するように働きかけました。それで、約五千世帯ぐらいがケーブルテレビに加入し、本日そのケーブルテレビでこの一般質問が放映されるということになりました。一億円の一部でも

有効に使えるようになったなと私は思いますが、さらに有効に使っていただくようお願いして、私の質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず経費のことについてであります。当然に大まかな部分というのはしっかりと見込まれておると思えますけれども、やはり細部にわたってすべてというわけではないというふうに思っております。また、その難易度等においても、やはりあらゆる部分等もたくさんあるのではないかなというふうに私は思っております。そういった部分で、やはりそのときの経済情勢、あるいは今の業者、業界のあり方というか、景気ですね、そういったものを加味する中で決めさせていただいたという形で、経費が一律的にすべて同じようにカットできるといふふうには思っておりませんので、こういったような形をとらせていただきました。

それから、落札業者の情報については私は全く知りません。聞いておりませんので、どういう情報かちょっとよくわかりませんが、先ほども言いましたように、入札の札については公正に行われておると。行っておるつもりでございます。そのことにおいて、今後変えていくつもりはありませんし、こういった形でやっていきたい。

予定価格の公表につきましても、前に副町長が申しましたように、やはり一長一短があるかというふうに思います。垂井町においては、当面予定価格の公表については差し控えていく方向で

進めていきたいというふうに考えております。

また、かわらにつきましては、現在、表佐のかわら屋さんにも全部製造していないという状況であります。府中で一軒、製造販売されておるといふ状況でありますので、あえてその部分を書かなかつたのではないかなと。ちょっと私もはつきりは把握しておりませんが、そういう思いがあります。ただ、一般的な、今までも、例えば不破中なんかにおいてはそういった形で指示をしておりますし、ケース・バイ・ケースでやっておるといふ状況の中で、地元の優遇ということも当然に考えておるところであります。今回については、その部分、ちょっと申しわけありませんが、落とすということになるのかと。一社だけになりますので、当然その独占という形にもなるのかなということもちょっと危惧されるところかというふうにも思います。

いずれにしても、こころは適宜、地元の業者の育成ということも考えながら、また今後しっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 六番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

二点ほどあったかと思えますけれども、一点目としまして、一般競争入札の導入について、談合防止にどのような効果があったかという御質問でございました。一般競争の導入につきましては、従来垂井町ではほとんどその取り組みがなされていなかったというのが私の着任前の現状でございました。一般競争は、文字どお

り広く業者の参入を促す制度でございます。結果といたしまして、いろいろな指名競争入札に関しての弊害、そのようなものも排除できるという点で有効なやり方であるということがありますし、それ以前の問題として、そもそも契約は一般競争がまず第一義的に検討されるべきものということがございます。

議員御指摘のとおり、現段階では試行の形をとってございます。これまでほとんど執行ができなかった一般競争入札を広く行うということとは、いわゆる周知の部分を含めまして、まだまだ検討課題が多々残っております。したがって、現時点では、昨年度以降、町内業者に事実上限定する形式をとりまして、試行の形をとっておるということで、昨年度は四件実施しておりますし、今年度も四月に一件実施、その後、さらにその件数をふやしてまいりたいというふうに考えております。

談合の防止の効果というお話でございますが、私が着任して以降、談合の情報は垂井町には入っておりません。結果的にこのやり方が談合防止につながったかどうかの断言はできませんけれども、少なくとも垂井町の契約事務に関しての姿勢が変わってきたつあるということについて、業者さんもそれなりに勉強はされているんじゃないかなという思いでもございます。

それから二点目、予定価格の公表についてでございます。

議員御指摘のとおり、予定価格の公表につきましては、いわゆるメリット・デメリット両方ございます。現在、垂井町の契約、入札に関しての事務執行が事実上いろいろと検討を重ねて、変化を持ってきているというような状況の中にあつて、予定価格の制度を今急速に動かすことは、さらにこの制度に対して混乱を来す

おそれもございます。予定価格については、当面は現状のまま考えていると思っております。なお、入札の事務執行につきまして、今年度に入り、いろいろと問題点の御指摘もあつて、逐次改善改良を施しております。どうかそのあたりも御理解をいただきまして、今後とも引き続き町政の運営について、御指導、御鞭撻をいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後三時いたします。（午後二時四十六分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後三時）

引き続き一般質問を行います。九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めます。

まず初めに、監査について。

平成三年四月に地方自治法が改正された際に、監査委員の監査は財務監査に限定されておりましたものを、行政監査もできるように拡大されたことは御存じだと思います。しかし、その後、十六年以上経過した今日まで、行政監査についての報告がまだにされておられません。報告がないということは、行政監査をしていないことだと理解をしております。

行政監査は、財務監査のように義務づけられておりませんので、必要があると認めるときは監査をすることができるとなっておりますので、その必要性を認めなければ監査をしなくてもよい。しかし、任意監査ができると理解をしております。

九月の町報を見ますと、垂井町行政改革大綱の取り組み結果として、十八年度から二十年度までの三年間で六億円の財政効果を上げることができた。行政監査も同時に行っていたら、効果はもっと上がっていたのではないかと思うのであります。きょうまで行政監査は一回もなかったということであるが、行政監査は必要だったのではと考えます。

最近、千葉県の裏金の三十億円の問題もあつたところであります。この制度を利用し、町行政に対する積極的な監査執行を望むものであります。

ところで、昨今、地方自治体における外部監査制度の導入が進められている状況であります。外部監査には、包括外部監査契約に基づく監査と個別外部監査契約に基づく監査があり、町村は条例を定め契約すれば行うことができるのは町長も御存じのとおりであります。

決算審査特別委員会でも、会計士とか税理士さんに監査をお願いしたらいかがですかとお尋ねした経緯があると記憶しております。監査機能の強化のためにも、外部監査制度の導入を考えた方がいいと考えておられる方も見えます。町報にも載っております。住民自治基本条例の骨子の案として、外部監査も検討課題としております。二十一年度から監査委員になられたお二人は見識も高く、一般常識も熟知されておりますが、今後の監査については、今のままでいいんだと思われているのか、それとも監査機能の強化のためにも、外部監査制度の導入も考えた方がいいと思われるのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

二つ目、梅谷トンネルの入り口、周辺整備についてであります。

平成二十二年度四月には梅谷片山トンネルが全線開通すると聞いております。開通が間近になって、トンネル周辺が整備されてくると、ああしたらいい、こうしたらいいといる聞くわけでありますが、垂井町としてはどのように整備されるのか、お伺いいたします。

町民の皆さんからは、観光といった観点から、トンネルの向こうには温泉があります。それで、オートキャンプ場にしたらいのになあといった話も聞かれ、オートキャンプ場なら芝生を植える程度で済みますし、整備費もそれほどかかるとは思いません。地域から、トンネルが開通したら沿道サービスにも取り組みたいといった声も聞きます。垂井町の北の玄関口としての観光の拠点にすることで、地元でとれた農産物利用を条件にしてキャンプ場の貸し出しをする。そうすれば、地域の人の生きがいにもなりますし、地域の活性化にもつながってまいります。

夢はいろいろ膨らんでいきますが、夢で終わらせてはいけません。三月議会で質問したときに、副町長は、特産品、観光面ではいま一つという感は否めない。垂井町へ来て、一年間の見解として答えられました。いずれあなたは県へ戻られると聞いております。置き土産といいますが、垂井町の一番弱い観光、特産といった分野の一助にしたいと思います。地域の意見をしっかりと聞いて、次の質問にも関係しますので、現場をもう一度しっかりと見ていただき、町長、副町長お二人の御所見をお伺いいたします。

次に、トンネル内のわき水の活用についてお伺いいたします。トンネル工事は最終の仕上げに入っており、先月末に見に行っ

たときには電気工事をしておりました。入り口手前の広場ではブルドーザーで整地をしていました。これからはトンネル内の舗装工事に入るそうです。

そこで質問をいたします。

まだ間に合うと思いますが、トンネル内にわき出るトンネル湧水の活用であります。トンネルの垂井分は五百メートルと思っておりましたが、実は千メートル以上が垂井分であることが先日の現場を見に行ったときに気がつきました。そこにわき出る水量はどれくらいなのかはわかりませんが、半端な水量でないことは、町執行部と議会で見学したときに思いました。トンネル内の垂井分からわき出る水は垂井の方へ流していただければ、トンネル湧水を利用した活用ができると思います。花壇、公園、池などを含んだ小川をつくり、初めの計画にもあったように蛍のビオトープにも、水温が年じゅう変わりませんからできると思いますが、トイレにも、オートキャンプ場の飲み水としても、そして山火事等にも、それから名水梅谷トンネルのわき水と銘打って産業に発展する可能性も出てきます。

このように、水がこちらに来るか来ないかでは、北の玄関口としての観光開発も夢幻であります。水に関しては、つい最近まで田んぼにかけるとき水等で争い事になったように聞いております。トンネル掘削の打ち合わせの中で、水に関しての話し合いはあったのでしょうか。今すぐに事業はできないとしても、垂井町の大事な資源であり、財産であります。この湧水をポンプアップしてでも梅谷トンネル入り口付近へ取り出しておくべきと思うが、決断をこの回答の中でしていただき、県に頼むべきと思います。

町長、副町長の御所見を求めます。

また、工事は今からでも可能なのか。垂井町分からわき出る水量は調べたのか。建設課長、お尋ねいたします。

また、観光施設ができることにより、地域周辺に波及する経済効果、経済効果というよりも活性化につながっていくなど、産業課としての考えもあるつかと思います。担当課長の答弁を求め、質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 九番議員の御質問にお答えをさせていただきます。監査について、それから梅谷トンネルについてということですが、まず一点目、監査についてでございます。

地方自治法が規定する現行の監査制度において、必ず行う監査として、定期財務監査、決算審査、例月出納検査などがあります。また一方で、任意の監査に行政監査があるということでございます。

定期財務監査は、その範囲が財務に関する事務の執行などであり、当町でも定例監査という名称で毎年全課について実施してあるところでございます。この中においては、監査委員の意見を受けながら改善を行っているところであり、事務説明においては、必然的に財務だけではなく業務全般について説明していることとなります。監査委員の意見もさまざま観点からいただきながら行っているところであり、言いかえれば行政監査の要素も含んでいるのではないかと感じるようなところであります。当

然に行財政改革の期間中におきましても定例監査は実施されており、監査もこの中で行われておりますので、そういった監査も含めた形で行われたのではないかというふうにも考えることもできるのではないかと思っております。

一方で、もう一つの問題点、外部監査につきましては、地方自治法の規定によりますれば、外部監査には包括外部監査と個別外部監査があります。包括外部監査は、財務に関する事務など特定して行うものであり、都道府県、政令指定都市、中核市に毎年の実施が義務づけられております。個別監査は、監査請求等があった場合に監査委員の監査にかえて行える監査ということになります。外部監査は、監査人を弁護士や公認会計士などにするこにより専門的な観点からの意見を伺える反面、行政監査や決算審査などは行えず、その監査の範囲が限定的であることや、コストが高いなどのデメリットもあり、財政規模の小さな町村においては費用対効果の有効性について慎重に対応しなければならぬと考えております。現状においては、当町においては導入は難しいのではないかと考えております。

ここで、数字的なものを少し披瀝いたしますと、包括外部監査をやるべき県、政令指定都市、中核市は全国で九十九団体ございます。平成十九年度末、合併の途中でもありますが、平成十九年度末において、その九十九以外の、要するに中核市、政令指定都市以外の市区町村数は千七百六十四団体ありますが、このうちにおいて包括外部監査を実施しているのはわずか十四団体でございます。

また、先ほどコストが非常にかかると申しましたが、平均で申

しますと、全数、都道府県、中核市、指定都市を含め、また十四の市区町村も含めて、その平均は一団体当たり千五百二十八万円かかっております。指定都市、中核市以外の市区町村においてもその平均額は八百二十四万円とかなり高額な金額がかかっておるところでございます。こういったところを見ましても、やはり外部監査の導入については少し慎重にならざるを得ないところがあるのかというふうに思いますが、しかし、その監査の重要性ということとは、議員おっしゃるとおり十分に認識しておるところであります。国の地方制度調査会の答申の中でも監査制度に触れられており、今後の監査制度の動向等にも注視しながら、外部監査がもう少しリーズナブルになるのか、やりやすくなるのかというふうなことも踏まえながら、今後またしっかりと見ていきたいというふうなふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

大きな二点目の梅谷トンネルについてであります。

現在、梅谷トンネルの舗装工事等が始まっております。ございますが、先日も雨が降り出す前、九月上旬になりました、かなり日照りといえますが、雨が降らなかった状況がありました。そのときに金地川の様子を見てまいりましたが、旧堰堤から下の方において伏流しておって、水が出てきておるような状況でありました。水が流れておるんだなということを認識してまいりました。こういったことにおいて、今、出口付近でピオトープ等を検討されておりますが、こういったものは、これだけ雨が降らなくても水があるということはピオトープの実施はできるのではないかということを思っております。

一方で、議員がおっしゃるように、トンネル中のわき水といい

ますか、水がかなりの量で流れておるといふことでありますが、梅谷トンネル全長二千メートル、三%の片勾配で、梅谷側が頂点になっております。梅谷から池田に向かって、すべて下つておるといふ状況の中で、これをポンプアップしてこちらに戻すといふのは、今の段階では無理なんではないかなといふふうに思っております。ここら辺の技術的な部分、また後ほど担当課から補足説明があるかと思ひます。

また、農業用水というものもありますが、実際にこの梅谷トンネルの出口のいろんな整備につきましては、道づくり委員会等の意見等も伺っております。そういった中で、私も二、三回参加させていただきましたけれども、農業用水についての不便といふような意見は今のところまだ聞いておりません。これからどうなっていくか。開通後の状況等にもよると思ひますが、県もそこら辺は考えておるのではないかなといふふうに思ひます。

いずれにしても、この利活用につきましては、今後、開通後、オートキャンプというのは、ちよつと道路に近過ぎて、うるさくて、多分利用する人も物すごく限られるのではないかな。もう少し別の使い方があると思うんですけども、平地の中で公園にしたり、憩える場、あるいはピオトープといった形を今、道づくり委員会を中心として提案されておるところでございます。これらを進めながら、この先に向けて、利用をどうしていくかといふことも一緒にまた考えていけたらといふふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 九番議員の御質問にお答えをいたします。御質問、梅谷トンネル入り口周辺整備についてということでございます。

議員御指摘のとおり、私が垂井町に着任をいたしました一年たった段階で、特に垂井町における弱い点として、観光、あるいは特産品、こういったものに対する取り組みはいま一つではないかなといふ感触は持っていたところでございますし、今のところもまだその点については弱い部分があるのではないかなといふ思ひは持っております。そんな中で、今回、議員から御提案があつたといふふうに受けとめております。

梅谷トンネル周辺において、オートキャンプ場を中心とした地域おこしをとお話であつたかと思ひます。場所の評価として考えますと、大垣市等の市街地に比較的近い、そして東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジにも近い。こういった観点からしますと、非常にアクセスとしては有効な可能性を秘めていると思われまふ。さらに、お隣の池田温泉等とのタイアップも十分に可能だといふ立地条件ということになってこようかと思ひます。反面、今回の御提案を考えますと、先ほど町長からのお話にもございましたように、キャンプ場といたしますと、比較的静かな場所です。設置がされます。県道のみならず、トンネルが近いといふことで、非常に騒音等の問題がある可能性があります。また、施設整備につきまして、芝生等のお話がありましたが、実は芝生には維持管理もございまして、そういった点の留意も必要になつてくるということもございまして。

今回の御指摘につきましては、地域活性化の一例として御提案

があつたものと受けとめさせていただきたいと思っております。今後、この当該地区のみならず、岐阜関ヶ原線沿線のまちおこしという観点について、いろいろと模索をしていく必要があるというふうにご考えておるところでございます。

トンネル周辺につきましては、地元と相談の上で、トンネル周辺をどのような景観にするのかという検討が行われているところでございます。今後の方向性、このエリアの方向性につきましては、先ほどの御提案も含めたいろんな展開が可能になるように配慮しておく必要があるというふうにご考えております。

これからのまちおこし、特産品づくりについては、行政のみの取り組みということではもはや成り立たないものと考えております。町民、あるいはある意味では事業者、団体とのいわゆる協働という形での検討作業が必要になってこようかと思っております。つきましては、その仕組みづくりを行うために、自治基本条例の策定は大変重要なものであると認識いたしております。その策定の折に、条例適用の具体的事例の一つになれば、今後の進め方も含めまして、よりよい方向に向かえるのではないかと考えておるところでございます。

二点目でございます。トンネル内にわき出る水の活用という御指摘でございます。そのわき水の可能性を評価されまして、その確保をすべきという御指摘でございます。

私の印象は、観光面は当然でございますが、真っ先に頭に浮かびましたのは、やはりそれだけの水が向こう側に流れるということになりますと、こちら側の水の量というのは果たしてどうなんだろうという点が実は気がかりになりました。農業等に影響を与

える可能性、そういったものについてはどうであろうかということでございます。先ほど町長からの答弁にありましたように、ピオトープ等の構想があります。河川の水量等について、今後留意していく必要があるものと認識をいたしております。

また、このわき水の確保の場合、そのための設備が必要となつてまいります。先ほどポンプアップというお話もございました。それ以外の設備が必要となる場合であっても、その管理方法も含めて検討していくことが必要になってまいります。については、このような問題点等を確認いたしました上で、わき水確保の必要性がある場合、トンネルの施行事業者である県と水の確保の方法等の検討をしていきたいと考えております。

また、今お話しさせていただいた問題点の幾つかは既に事前に県との打ち合わせの中でも出ているというお話もございます。担当課の方からその点の補足説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 九番議員の御質問の中の梅谷トンネルについて、若干補足説明を申し上げます。

トンネル内部の湧水の活用でございますが、（仮称）梅谷トンネル内から湧水しております水を垂井側に搬送するに当たつての検討は、工事の発注元であります岐阜県大垣土木事務所に問い合わせたところ、トンネル内は掘削幅が十一・二メートル前後で、岩盤、頁岩でございますけれども、岩盤をくりぬいてつくられたトンネル。それも、底部も一部はコンクリートが打たれておりま

して、しみ水は、ちょうど底部の中央に三十センチの塩ビ管が埋設されておりまして、そこを流して池田側へ行っているといったことを聞いております。

この管の位置と車道の高さが、そのかぶりが必要が少なく、当然浸出水を集めようとする集水ピットをつくる必要がございまして、そういったものをつくるスペースがないといったことを聞いております。そういった理由から、現段階では、構造上の問題もあつて困難と聞いております。

それと、水の関係でございしますが、現在岐阜県では大垣土木事務所におきまして、トンネルを掘削することで周辺の水環境にどういった影響を及ぼすかという水文調査を今現在やっております。来年の三月までの調査期間でございすけれども、先ほど町長申しました金地川の水路調査も含めて実施いたしております。この調査の結果、影響が見られた場合は岐阜県において対策を検討すると、このように聞いておりますので、一部安心しておるところでございす。

それと、湧水量、浸出水でございすますが、垂井工区分で水量につきましては、毎分五百リットル程度が出ておるということを聞いております。

それと、広場整備の計画でございすますが、実は来年の五月に開通するわけでございますが、その開通の式典に合わせて、地区民共同で広場周囲約三反ほどあるわけでございますが、その周囲と、その奥の緩斜面に四種類の桜の苗木を百本ほど植えまして、将来桜の里をつくっていく考えでございす。なお、この案は、梅谷地区の道づくり委員会と梅谷自治会のアイデアを採用させていた

だきました。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 九番議員の御質問について、梅谷トンネル周辺整備について、産業課の観光所管としての立場から思いを述べさせていただきます。

本町には豊かな自然や歴史があり、さまざまな情報を住民と共有しながら、これらの資源を有効に活用した取り組み、保全、活用を行うべきと考えております。とりわけ議員御指摘の場所は自然環境に恵まれたところであり、町が所有するまとまった土地も付近に所有しており、今回トンネルが開通することにより交通の利便性も向上し、また交流人口の増加も見込まれるところであり、どのような土地利用、また御指摘の水を含めた資源の活用を図つたらよいかというようなことを、議員の御提案も視野に入れながら、今後検討してまいりたいと考えているところでございす。

いずれにいたしましても、現在策定中の自治基本条例の中で今後検討するという形になってくるかと思いますが、地元の道づくり委員会等の意見も踏まえ、また機運が盛り上がりつつあれば、地域の活性化に向け、私どもも積極的に支援、また応援をしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 監査について再質問をいたします。

毎年のことではありますが、決算監査とか定期監査、それぞれ幾つかの指摘事項が述べられておりますが、それらの点について改善されているのか。改善されていなければ、改善できなかった理由は何だったのか。町長は監査委員の指摘をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

二番目の梅谷トンネル周辺の整備についてでございますが、町長は、車が通って、大変オートキャンプ場には似つかわしくないと言われておりますけれども、利用するのは我々じゃないんです。そういうことの好きな方が寄って使って利用されるということでもありますし、そのためには水がどうしても必要やと。そして、二年ばかり前にピオトープをつくられておりました。この間、見に行ったときには、去年の九月の豪雨によって土砂で埋まって、ピオトープすら、水すらなかった状態であります。そんなことが水が出るたびに繰り返し返されて、それでまた税金を投入してピオトープと言えるのかどうか。町長、考えてくださいよ、本当に。

それと、トンネル内のわき水が毎分五百リットル、初め千五百と聞いたんですけど、五百リットルとなっておりますが、その五百リットルにしても、今、朝倉で温泉が出ておる約十倍以上あるんです。その水を垂れ流すというもので、垂れ流すって、池田の方へ垂れ流すということ、それでいいのかどうかということ、本当にもったいない話であります。

今、尖閣諸島では日本の領域近くで中国が石油を採掘しており、当然海底の下では油田も日本の領土にもつながっております。当然日本の油も採掘されていくものだと思われまます。それでも、今までの日本は波風を立てないように、中国を怒らせないようにし

てきました。

梅谷トンネルからわき出るのは水であります。油とは一緒になりませんけれども、垂井町の水を池田町が利用する。背景は似たようなものであります。勾配が三％で池田の方へ低くなっているから工事ができない。今、日本の技術はそんな程度ですか。もう腹が立ってどうしようもありませんけれども、まず日本の技術力があれば、湧水の引き出しぐらひは僕は簡単にできると思いますし、あとは町長、副町長のやる気と県との折衝の意気込みだと思います。どうですか。今ここで返事してくださいよ。

それと、最後になりましたけれども、先ほど奥村議員からも言われました、今回大垣テレビの協力により、議会活動の一端として、一般質問ではありますが、住民の皆さんに議員と行政の質疑応答を見ていただくことになりました。私たち議員も勉強しなければいけないが、町長、課長の答弁も責任のある重いものになつていくものと思います。これを機会に町民の御意見を受け入れるようにしてはと思いますが、町長の御所見を伺い、質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 九番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず監査の指摘事項についてであります。監査が終わると、いつもこれをすべて職員に回覧しております。その中の自分の担当する部分についての指摘事項については、その都度改善報告を上申させております。それに基づいて適宜執行されておるかど

うかを確認しておるところでございます。そういった形で、監査の指摘については対応しておるということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、オートキャンプ場につきまして、利用するのは町外の人だと。確かにそうですが、本当にキャンプの好きな人が、トンネルの風穴が抜けるような、あるいは車がビュンビュン走るような、すぐそばのところでもキャンプをしようかということ、これは甚だ難しいのではないかなと私は思います。好きな人はどうかわかりませんが、私はそういうふうに考えます。

ピオトープにつきましては、先ほどもちよつとお話ししましたけれども、金地川の旧の堰堤から大分下のところに水が戻って出てきます。あそこはかなり水が集中的に出るところでもあるわけでありまして、今後、つくっていく段階において、やはり地元の要望があつてつくつておるところでございますので、すぐ壊れるようなことのないような形の中で検討していかなければいけないというふうな思っております。

川についても、別の谷からの合流部分もありますので、少し水の流れが変わつたところもあります。そういったことも踏まえながら見ていかなければいけないと思っております。

また、水の利用につきましては、現状の、要するにトンネルの中、二千メートルの中でピットをつくつて戻すというのは非常に難しい話で、池田側へ出た分を送り戻すということは可能かと思えます。ただ、それには莫大な費用がかかります。その費用はどうするかということ。それから、当然に電気代、前の温泉のときにもお話がありましたけれども、電気代等は絶えずかかるわけ

で、そういったものをどうするかというようなことはこれから考えなければいけない話かと思えます。

それともう一点、今まで道づくり委員会といるとお話をさせてもらいましたけれども、先ほども言いましたように、今まで水のことについて、農業用水としての水の必要性というものをあまり声高に聞いたことがございません。ですから、現状やはり、先ほど建設課長が申しましたように、水の状況、農業用水として本当に困るのか、あるいは利用が難しくなるのかというようなことを検討、来年の三月まで様子を見るといふことでありますので、そこら辺を踏まえた上で、また検討していきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 九番議員の再質問の中で、梅谷トンネルの水の利用について御指摘がございました。意気込みはというお話でございます。

いわゆる垂井町にとつて有効な資源という観点からの御指摘であつたらうと思えます。当然有効な資源として活用できるという考え方の前提にあつた場合には、私も県の方に乗り込んでいって話をしたいと思っております。ちなみにこの議論、そこまで深まっているような状況ではないとも思っております。先ほどのオートキャンプ場の御提案も含めて、それを全否定するということとしては毛頭ございません。あくまでも地域活性化の可能性の一つとして受けとめたいと思えますし、先ほど議員の御発言の中にもありましたように、即みんなできるわけではないという中であつて、

どれができていくのかということについての考え方でいきたいというふうに思います。

先ほどのテクニカルな部分につきましては、いわゆる勾配の関係で水がどんどん下流に落ちていくと。その中で、途中の水を集めて、結果的に一番下のところでは毎分五百リッターの水になっているということのようですね、そういったような状況であれば、当然それに対して反対側に水を送ろうとすると、技術的にはやはりお金を伴う技術を導入する必要があるということであろうと思います。また、トンネルそのものを利用した形でのポンプアップという考え方も、それ以外に、水を確保する方法はないのかという考え方もございます。そのあたりのところは、まだ県の方も、周辺の水の調査も含めて対応している途中でありますし、逐次お話は申し述べたいと思っております。

私の懸念材料は、先ほど申し上げましたとおり、逆に水がなくなってしまうのではないかという心配もございました。その点も含めて、県の方には必要に応じて聞いていきたいというふうには考えております。どうかそのあたりのところ御理解いただいて、それから、この梅谷トンネル周辺の整備の考え方について、短期スパンの考え方もございますけれども、より長期的なスパンも一緒に考えていただいて、御一緒にまちづくりの方に取り組んでいただければ幸いです。

「「関連」と呼ぶ者あり」

議長（衣斐弘修君） ただいま奥村耕作君から、岩崎秋夫君の一般質問中、関連質問をしたいとの発言がありましたので、通告による一般質問が終了しておりますので、これを許可いたしますが、

簡潔に質問願いたいと思います。

六番奥村耕作君

「奥村耕作君登壇」

六番（奥村耕作君） 特別の配慮をいただきまして、ありがとうございます。

今の梅谷川のトンネルの水ですが、原則論でいいますと、梅谷川の水は梅谷、池田山分に関しては池田側という、川の土木では原則があると思うんですが、これを梅谷川に流れる分を逆に北の池田側に流すということは、大谷川なり、そちらの方の水量がふえるというので、土木工学上、実際まずいんではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

「建設課長高木栄太郎君登壇」

建設課長（高木栄太郎君） 六番議員の質問でございしますが、先ほど私、補足説明いたしました水文調査をいたしております。これはトンネルを掘ることによってどういった水の流れになるかという調査でございしますので、当然流域というのがございますので、それもあわせて調査していただくと、このように思っております。調査結果につきましては、また御提示できるときがあると思えます。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午後三時四十三分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 岩崎秋夫

議員 丹羽豊次

